

大会情報・プログラム

社会思想史学会第46回大会の開催方法について（オンライン開催）

表記の件について、会報および学会ホームページ上にてお知らせしておりますとおり、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、本年10月30日（土）・31日（日）に、ウェブ上でのオンライン開催のはこびとなりました。

【シンポジウム】

Zoomを用いたオンライン配信方式で行います。

【セッション】

Zoom等、各セッション任意の方法による開催

【自由論題報告】

学会ホームページ上に、パスワード付きの報告原稿を掲載します。

一定期間閲覧可能とし、会員からの質問やコメント、それに対するリプライ等は、メールをつうじて行います（※詳細はホームページでご確認ください）。

【総会】

Zoomを用いたオンライン配信方式で行います。

詳細は随時学会ホームページにてお知らせいたしますので、ご確認ください。

○大会開催校・学会事務局からの連絡とお願い

◆ 会費納入のお願い

まだ納入されていない方は、同封の会費振込用紙を用いてお振り込みくださいますようお願いいたします（お振り込みと事務処理が前後する場合があります）。学会費は一般会員（学振PDをふくむ）9,000円、非定職会員（大学院生・非常勤講師・退職者等）6,000円です。会員種別は学会ホームページをご覧ください。

（振込先）

郵便振替口座：00150-3-387986

名義：社会思想史学会事務局

※その他金融機関からの振込の場合。

ゆうちょ銀行〇一九（ゼロイチキュウ）店 当座0387986

名義：社会思想史学会事務局

◆ オンライン大会パスワードについて

今回のオンライン大会に参加するにはパスワードが必要です。パスワードは8月末に発行しました会報87号に記載しておりますので、大会まで保管をお願いいたします。

◆ セッション報告書提出のお願い

セッション世話人の方には、大会後に報告書を提出していただくことになっております（4000字程度、11月14日締切〔厳守〕）。事務局にWord形式のファイルをメール添付でご送付ください。すみやかに学会ホームページにアップいたします。ご協力よろしくをお願いいたします。

大会報告集目次

I シンポジウム

「感染症の思想史」

報告1：田中祐理子 「「流行病」と共同体の知覚——医学史的視点から」

報告2：藤原辰史 「スパニッシュ・インフルエンザの歴史について」

II セッション

- A 「社会思想におけるリプロダクション：社会と再生産する身体」
- B 「書評会：上田悠久『〈助言者〉ホップズの政治学』（風行社、2021年）」
- C 「18・9世紀ドイツの社会経済思想」
- D 「戦後思想再考——《始まりを問い質す》その1：南原繁の1946年紀元節演説をてがかりに」
- E 「アリストテレスを受容する：18世紀啓蒙の一契機」
- F 「ルソー論の現在—『ルソー論集—ルソーを知る、ルソーから知る』を読む」
- G 「アメリカ批判理論の挑戦——新自由主義と権威主義の批判」
- H 「福祉国家の思想史：橋本努『自由原理——来るべき福祉国家の理念』を読む」
- I 「マルクス主義とレイシズム」
- J 「井上弘貴『アメリカ保守主義の思想史』（青土社 2020年）を読む」
- K 「自然と霊性——エルンスト・ブロッホの思弁哲学」
- L 「政治とおろかさについて——Nobutaka Otohe, *Stupidity in Politics* (Routledge, 2020)を読む」

III 自由論題報告

ヘーゲルにおける個体 Individuum と個別者 Einzelne

竹内真澄（桃山学院大学）

財団法人二十世紀研究所の事業と思想

庄司武史（東京都立大学大学院人文科学研究科社会学分野・助教）

「法の支配」と「人の支配」——カントにおける「法則」理解とその批判を手掛かりに

桐原隆弘（下関市立大学）

シリア知識人における「反復する暴力」の認識

岡崎弘樹（日本学術振興会特別研究員 千葉大学人文科学研究院）

社会問題と帝国問題の連鎖——幸徳秋水の帝国主義論と「社会的なもの」

セン亜訓（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

アンリ・ルフェーヴルの戦略と戦術——日常性の認識から都市計画へ

山本千寛（東京大学・特任研究員）

韓国における丸山眞男論—丸山批判を中心に

夫鍾閔（京都大学法学研究科博士後期課程）

アドリアーン・レーラントとレヴィナス・ヴァルナーにおけるイスラーム以前のアラブ
理解

稲垣健太郎（コペンハーゲン大学神学部・EuQu 博士候補生）

〈非所有の所有〉論——森崎和江における筑豊初期について

大畑凜（大阪府立大学大学院博士後期課程）

リベラルな多文化主義と国境管理論

河村真実（神戸大学大学院法学研究科・助手）

日常的認識と社会科学的認識との関係の再問——シュッツの社会科学的分析に寄せて

田口雄一郎（埼玉医科大学等非常勤講師）

シンポジウム

《シンポジウム》

感染症の思想史

報告者：田中祐理子（京都大学）、藤原辰史（京都大学）

討論：中山智香子（東京外国語大学）

司会：壽里竜（慶応義塾大学）、杉田孝夫（お茶の水女子大学）

（趣旨説明）

2020年初頭に表面化したコロナ・ウィルスの蔓延は、今なお収まるところを見せず、それに伴う新たな社会のあり方も定まった形を見出せていない。数世紀に一度とも言える大変化に対して、すでに現代の思想家・哲学者たち（ジョルジュ・アガンベンやジャン＝リュック・ナンシーなど）は様々な応答を示しており、多様な媒体を通じて特集が組まれている。

本学会では、目の前に広がるコロナ禍をめぐる分析・考察もさることながら、過去の感染症に対する思想に目を向けてみたい。過去に猛威をふるった感染症としては、ペスト、コレラ、スペイン風邪にとどまらず、結核、梅毒なども視野に入ってくるだろう（もちろん、これらの中には現在もなお深刻な感染症もある）。また、これらに比して感染力は弱いものの、その病理に対する理解が欠如していたために深刻な差別問題を生むことになったハンセン病やHIVなども無視することはできない。

突発的かつ大規模な自然災害によって引き起こされた異常事態ということであれば、日本の場合、東日本大震災を経験しており、それを多くの18世紀の思想家たちの関心を刺激したリスボン大地震と比較することも可能だろう。だが、たとえば地震が局所的かつ（少なくとも地震という事象自体は）瞬間的なものであるのに対して、感染症はより持続的に人から人へと伝染していくために、罹患者に対するスティグマという形で罹患者と非罹患者との一層深刻な分断を引き起こしがちである。このことは、大震災における被災者とそれ以外の人たちとの分断を軽視するということではない。感染症には地震とは異なる影響がある、ということである。パンデミックと他の自然災害について、両者に共通する部分を踏まえながら、前者に固有の特徴を検討する必要がある。

さらに、感染症は人々の分断をもたらすだけではない。逆に（あるいは同時に）、その

対応（感染防止策やワクチン接種など）をめぐるのは、強権的な統制や心理的同調圧力が働くことで、人々をいっそう画一的な方向へと向かわせる可能性もある。

本シンポジウムでは、昨今のコロナ禍によって露呈した、以上のような重層的論点に着目しながら、とりわけ近現代において人類がどのように感染症を受け止め、描写し、克服してきたか（あるいは克服できなかったのか）ということを検討したい。このことは、現在のコロナ・ウィルスによるパンデミックを見つめ直す、一つの視点を提供するだろう——ここでは、あえて「歴史に学ぶ」という表現は慎みたい。なぜなら、過去の感染症に対する人々の対応は、私たちが必ずしも歴史から多くを学んでいないことを示すことになるかもしれないからだ。

感染症の「思想」といっても、感染症の考察に焦点を絞った思想家は多くなく、本シンポジウムにおいても特定の思想家による体系的な分析のみを取り上げるつもりはない。本学会の学際的な性質に照らしても、また感染症という現象の性質を考えても、医学史・科学史や文学史など、多様な学問分野にまたがる、様々な書き手による、様々な人々を対象とした思想史がありうるだろう。

加えて、感染症の対応をめぐる各国政府の対応は、経済活動や国境間の移動などの大幅な制限を伴っている。この点でも、グローバリゼーションと感染症との関係についても多くの議論の余地がある。ネグリとハートが『帝国』においてグローバリゼーションを感染になぞらえたように、グローバル的な現象として、ただしグローバリズムの支持者と批判者のいずれも予想・期待しなかった形でパンデミックが広がっている。だが、ここでもグローバリズムを近年の現象と捉えるだけでは不十分である。近代、あるいはそれ以前の歴史・思想史をグローバルな視点から見直す近年の研究潮流が示すように、歴史上の感染症をめぐる対応を同様の視角から再検討する意義もここにはあるだろう。

【第1報告】「流行病」と共同体の知覚——医学史的視点から

田中 祐理子

「私たちの個人的な生において、最悪の恐れや最良の希望が現実にかかる事柄に対して私たちをうまくそなえさせたためしが無いのとまったく同じように——（略）人類の歴史におけるそれぞれの出来事は、人びとが行なったりこうむる事柄や種々の新しい可能性（それは人びとが欲する一切の意図やあらゆる起源がもつ意味を超越する）からなる予期せぬ光景を顕わにする」（H・アーレント『アーレント政治思想集成』2、齋藤純一・山田正行・矢野久美子訳、みすず書房、2002年、138頁）。2020年とは、感染症とそれに関わる医学の歴史を学んだ者にとって、まさしくアーレントが述べていた通りの「光景」を突きつけるものだった。

もとより「病気」という体験は、人間と呼ばれる生き物に対して、自らが「個人的な生」と「人類」の狭間にあるという事実を、痛烈に突きつけるものともいえる。そして、この「個人的」かつ「最悪の恐れ」であるものが、「人びと」の単位において「こうむられることとなる場面は、古来「流行病」という特異のカテゴリーによって記録され、人間の知的な「そなえ」の対象とされてきた。その「そなえ」の側面において、前世紀の「人類の歴史」は例のない重要な達成を果たしたと評価することも、確かに可能であると考えられる。けれども、そこでなお「人びとが欲する一切の意図やあらゆる起源がもつ意味を超越」して出現した「光景」とはどのようなものだったのか。

上の引用に続けて、アーレントは「この予期せぬ新しいものをある時期にそれが含意するすべてのものとともに探り当て、その意義を余すことなく明らかにすることが歴史家の務めである」とも書いていた（ibid.）。「ある時期」にただ居合わせただけの立場では、到底果たし得ない「務め」ではあるとしても、ここに出現している「新しいもの」をその「含意」とともにわずかでも剔出することを、本報告において目指してみたい。そのために、本報告ではまず〈COVID-19が出現する直前までに「感染症」が「人類」にとってどのようなものとして位置づけられてきたのか〉を整理したい。とりわけ「①：中世—近代の転換＝「流行病」が「伝染病」になる場面」と、「②：19-20世紀転換期＝「伝染病」が「病原体」と結びつく場面」に焦点を当てつつ、つい一昨年まで、「私たち」が「そなえ」ているものと見做していた「新しくないもの」の姿を浮かびあがらせることを試みたい。ところで、この「新しくないもの」が与える視座から見たとき、実は2020年に出現した数々の「光景」は、少しも「予期せぬ」ものとは映らなくなる可能性がある。本報告では、そこに指摘されうる史的視座の陥穽についても省みたい。

すなわち、「あらゆる起源がもつ意味を超越する」という歴史の運動を、そこになお掴むことができるか。ごく限られた形ではあるが、報告の最後にはその問いにも取り組みたい。

〔第2報告〕 スパニッシュ・インフルエンザの歴史について

藤原 辰史

新型コロナウイルスの災厄が世界中に広まる中で、もっとも参照された感染症の歴史的事例は、ペストと並んでスパニッシュ・インフルエンザであった。第一次世界大戦の最終年にアメリカの兵舎や兵士の輸送船の中で爆発的な感染が起こって以来、強毒性インフルエンザは、戦場であったヨーロッパやアフリカをはじめ、アジアや南米でも、すでに帝国支配と近代技術によって形成されてきた人とモノのネットワークをなぞるようには広まっていった。日本でも「スペイン風邪」と呼ばれ、工場でクラスターが発生したり、病床が逼迫したり、大きな混乱が引き起こされたことが、当時の新聞からも理解できる。とりわけ、健康な若年層がターゲットになり、世界でも4000万人から1億人の死者が生まれた。

ところが、第一次世界大戦の喧騒の中に、スパニッシュ・インフルエンザの記憶は紛れてしまい、第一次世界大戦そのものの死者よりも多い数の死者を出したパンデミックは、忘却されていった。

本発表では、あの世界中を恐怖に陥れたはずの感染症とは一体どんなものであったのか、「総合的・俯瞰的」に考えることを目的にしている。当時の日本で残された日記や、戦時中の兵士の手記や、限られた史料しか手元にないが、これまでの歴史研究の助けをかりつつ、歴史の真相を探ってみたい。

その作業の過程で、重視したいのは下記の三点である。

第一に、複合的禍としての感染症である。戦争による低栄養、飢え、病気はもちろんのこと、植民地支配による構造的暴力など、戦禍と伝染病の禍がミックスされるかたちで猛威を振るった重要性は、現在の新型コロナウイルスの災厄と比較する上でも、もっとも研究されるべきテーマである。

第二に、にもかかわらず、当時の新聞や日記などの史料をひもとくかぎり、毎年蔓延する肺炎やそのほかの病気の延長として捉えられ、それほど大きなショックとして語られなかったことである。世界史的な大事件として捉えようとする、肩透かしを食らうこの感覚はいったい何なのか。

第三に、新型コロナウイルスの災厄との比較検討である。死者の数からすれば、この要旨を執筆している6月段階で新型コロナウイルスの死者が370万人であるので、スパニッシュ・インフルエンザと比較すると、10分の1程度である。その理由は、ウイルスの「戦略」が異なること、ロックダウンや人間の接触制限など人為的な試みがなされ

たこと、ワクチンが早期に開発されたことなど多くの点が挙げられるが、他方で、その人為的な制限によって、多くの人々が失業に追い込まれたり、店をたたんだりするという経済的不況に苦しみ、日本では女性の自殺者が増えている。他方で、これまで呼吸器系を苦しめてきた大気汚染が経済活動の停止によって一時的に改善されたことで、いったい、何が「健康」であるのか、という根本的な問題が問われたことも、今回の特徴かもしれない。

以上の点から、現在京都大学人文科学研究所で進めている「パンデミック研究会」の成果も参照しながら、スパニッシュ・インフルエンザの大まかな全体像の描写にチャレンジしてみたい。

セッション

A 社会思想におけるリプロダクション：社会と再生産する身体

世話人：後藤浩子（法政大学）

報告者：柳田芳伸（長崎県立大学・非会員）、藤田祐（釧路公立大学）

討論者：後藤浩子、山尾忠弘（慶応大学）

司会者：吉野浩司（鎮西学院大学・非会員）

再生産と社会の関係を正面から論じた 19 世紀の進化社会理論と新マルサス主義における再生産観を、以下の二報告を通して検討する。

(1) 藤田報告「リプロダクションとヴィクトリア時代の進化社会理論」

生物のリプロダクション（生殖）と進化は切っても切り離せない関係にある。『種の起源』より前の進化論では、生殖と発生を経て成長する過程の延長線上に新たな要素が付け加わるのが進化と捉えられていた。成長と進化を切り離したのがチャールズ・ダーウィンが成し遂げた多様な功績の一つだが、『種の起源』で「変化を伴う世代の推移」（descent with modification）と呼ばれた進化過程においても、リプロダクションの繰り返しである「世代の推移」（descent）こそ核心であった。ダーウィンが人類の進化に対する自らの見解を展開した著書のタイトルも『人間の進化（世代の推移）』（The Descent of Man）である。リプロダクションの過程で生じた変異を生存競争を通じて選択する過程こそダーウィンの提唱した進化であり、生存競争という考え方の源泉がマルサスの人口理論であった。本報告では、ダーウィンの人類進化理論に加えて、人口圧を文明化の原動力と捉えていたハーバート・スペンサー、人類進化に関する「転向」を経て人間社会における人口圧と選択と結びつけて社会改革を主張した A・R・ウォーレス、晩年に言わば「神義論なきマルサス主義」を唱えた T・H・ハクスリーの進化社会理論について、リプロダクションと人間社会という観点から考察する。

(2) 柳田報告「マルサス『人口論』から見た J.S. ミルと G. ドライズデール」

マルサスの研究者でもあったボナー (James Bonar, 1853-1941) の見立てに沿えば、新マルサス主義者は「マルサスの子ではなく、ロバート・オウエン (Robert Owen, 1771-1858) の子であろう」（堀・吉田訳『マルサスと彼の業績』36 頁、原文初版は 1885 年）ということになる。その後、この診断はほぼ踏襲されてきているようである (Ussher, Neo-Malthusianism, 1897, p. 13, 神戸正雄「新まるさす主義」1916 年、7 頁)。しかし、岡崎文規は次のように、批評してくれている。新マルサス主義者は「ボナーの言えるが如く、オウエンに源を発しているかどうかは、さらに検討を加えた後でなければ、断定できないが、マルサスは新マルサス主義者の唱導者でなかったことは確かな事

実である。むしろ、彼はその反対を支持していたとさえ考えられる」（『苦悶の人口』1946年、25頁、『人口学入門』1950年、79頁も参照）。これは適評であるが、十分ではないと考える。その際に、ボナーが証左に挙げている1つは、「新マルサス主義者は、初版『人口論』で解明された世界人口の『最終原因(final cause)』に関するマルサスの神学的形而上学的見解と一致しない」（Parson Malthus, 1880, p. 25）ということである。

平易に言い換えるなら、マルサスは神学的功利主義に立って、親人口主義、すなわち富の増進に伴った「健康で、有徳な、かつ幸福な人口」の緩やかな増加を希求してやまなかったのである。本報告では、従来の定説である下層階級の婚姻内における避妊の社会化という視点だけにとらわれず、上のような観点をも加味しながら、J. S. ミルやG. ドライズデールによるマルサスの『人口論』批評を検討、詮索しようとするものである。別言すれば、いわゆるマルサス主義的結婚システムが J. S. ミルやG. ドライズデールによってどのように受容、変容しながら、弟 C. R. ドライズデールへと流れ、新マルサス主義連盟の基調となっていくかを辿る。

B 書評会：上田悠久『〈助言者〉ホッブズの政治学』（風行社、2021年）

世話人：稲村一隆（早稲田大学）

報告者：上田悠久（茨城大学）

討論者：犬塚元（法政大学）、梅田百合香（桃山学院大学）、岡田拓也（大東文化大学）

本セッションでは2021年3月に刊行された上記『〈助言者〉ホッブズの政治学』の書評会を開催する。著者が同書の概要を説明した上で、三人の討論者がコメントを提供する。トマス・ホッブズを専門に研究する二人の討論者（梅田と岡田）と、デイヴィッド・ヒュームを専門とし、17世紀イングランドにも明るい討論者（犬塚）からコメントすることで、ホッブズ研究の奥行きを深さと同時に、より一般的に社会思想史として助言論がどのような含意を持つのかを検討する場にしたい。

本書は、ホッブズの政治学の主題がコモンウェルス設立〈後〉の国家運営や統治にこそ存在すること、そしてこの政治学が人文主義などの知の伝統と方法論に基づく近代哲学の両方の側面を含むことを、彼の助言(counsel)に関する議論に注目して明らかにしている。ホッブズは、良き友として君主の徳を説く君主鑑などの既存の助言論とは一線を画し、助言者を主権者の利益のために、主権者が行為するべく熟慮する際に必要な知識を提供する存在と位置付けた。このような議論は、イングランドにいる聖職者、法律家、そして議会の議員など、王の助言者を自認する者たちへの批判として展開されていた。ホッブズの議論に対し同時代人は、〈哲学者〉ホッブズが学術的に政治について助言を試みていると論難した。だがホッブズは助言論を、イングランド政体の現実に即し、既存の助言者をも包摂するコモンウェルス改良案を提示しており、かつホッブズの政治学がそうした既存の助言者たちが寄って立つ実践的政治論と接点を持つことを示している。ホッブズの「接近」は、彼が学知(science)ではないとして退けていたはずの歴史叙述において端的に見られる。ローマの内戦と政体移行の歴史から、彼はコモンウェルスの解体に関する応用可能な法則を学んだ。こうした経験的知識からの帰納的推論は、蓋然的原理からの推論を容認するホッブズの哲学方法論によって正当化されており、歴史から学びそしてコモンウェルスのあるべき姿を論じる〈助言者〉ホッブズの政治学を支えているのである。

以上のように、本書は科学としての政治学を創始したホッブズという一般的な理解には収斂され得ないホッブズ像を提示している。すでに本書の一部は『社会思想史研究』第43号（2019年）で公表されているが、世界的に見ても助言論を主題にしたモノグラフは類がない。これまであまり着目されてこなかった助言論の観点から社会思想史を記述

し直す機縁となる可能性がある。歴史学、政治学、法学、哲学、経済学など様々な分野の研究者が集まる社会思想史学会の場で本書の意義を検討してみたい。

討論者からのコメントに著者が応答した後、セッションの参加者と質疑応答の時間を40分程度、設ける予定である。

C 18・9 世紀ドイツの社会経済思想

世話人：原田哲史（関西学院大学）、大塚雄太（愛知学院大学）

報告者：太田仁樹（岡山大学(名誉教授)）、渡邊碩（京都大学大学院博士後期課程）

討論者：斎藤幸平（大阪市立大学）、原田哲史（関西学院大学）

2020年に刊行された原田哲史『19世紀前半のドイツ経済思想——ドイツ古典派、ロマン主義、フリードリヒ・リスト』（ミネルヴァ書房）と斎藤幸平『人新生の「資本論」』（集英社）は、いずれも19世紀のドイツ経済思想と現代の諸問題とが結び付けられて論じられている。このセッションでは、2人の報告者が評者となり両作品のそれぞれを分析し論ずるとともに、両著者自身がリプライヤーとして応答するのであり、さらにはフローワーの出席者もそれに積極的に参加していただく、というものである。それを通じて、19世紀ドイツの多様な経済思想の意味をあらためて問いたい。

渡邊碩：原田『19世紀前半のドイツ経済思想』について

本書は、論じられることの少なかったドイツ古典派、著者自身の開拓したドイツ・ロマン主義のアダム・ミュラー、小林昇によって研究されたフリードリヒ・リストの3つの経済思想それ自体を論ずることに重きが置かれている。しかし同時に著者は、3つそれぞれにおける、社会的・客観的な使用価値論の見地、世代間倫理の提唱、後発資本主義国の拡張の主張、といった議論が、環境問題に直面してシヴィルミニマムが叫ばれるとともに産業的拡張がなお周辺に清濁の影響を及ぼしている現代的状況を考えるうえで貴重な示唆を与えてくれる、と言う。著者の議論を紹介するとともに、19世紀の社会経済思想とその現代での意味について述べてみたい。

太田仁樹：斎藤『人新世の「資本論」』について

2018年にKarl Marx's Ecosocialism: Capital, Nature, and the Unfinished Critique of Political Economy（原書2017年、邦訳『大洪水の前に——マルクスと惑星の物質代謝』2019年）でもってドイッチャー記念賞を受賞した斎藤によるこのたびの本書では、気候変動・脱成長といった現代的状況の把握と「脱成長コミュニズム」という目指すべき経済システムとが前面に押し出されているものの、その第4章では、マルクスの経済思想について後期での転換の意味を分析しつつ論じられている。本報告では、先のKarl Marx's Ecosocialismにも触れつつ、本書における著者のマルクス再解釈とその現代的意味の提起について評したい。

D 戦後思想再考——《始まりを問い直す》

その1：南原繁の1946年紀元節演説をてがかりに

世話人：中野敏男（無所属）

報告者：三島憲一（無所属）

討論者：初見基（日本大学） 川本隆史（国際基督教大学） 中野敏男

セッション「戦後思想再考」は、2010年10月の第35回大会このかた、世話人以下4名のメンバーを主軸としながら、日本の戦後思想の特質を協働探究し続けてきた。参考までに、過去9回のテーマを以下に列記しておこう。

- 第1回（神奈川大学）：和辻哲郎の象徴天皇論／竹内好と「アジア主義」という問題
- 第2回（一橋大学）：戦後日本のアカデミック・ディスコースにおける西欧志向という問題
- 第3回（関西学院大学）：ポスト68をめぐって
- 第4回（明治大学）：戦後日本経済と戦後思想
- 第5回（関西大学）：〈論壇〉と対抗的公共圏：三島由紀夫と大江健三郎・吉本隆明と鶴見俊輔
- 第6回（中央大学）：〈戦争民主主義〉と継続する植民地主義
- 第7回（京都大学）：権赫泰・車承棋編『〈戦後〉の誕生——戦後日本と「朝鮮」の境界』をめぐって
- 第8回（東京外国語大学）：戦後日本のヴェーバーとハイデガーの受容
- 第9回（甲南大学）：戦後日本思想におけるサルトルとフランクフルト学派の受容

10回目という節目にあたる今回は、初回の問題意識に立ち戻り、連続セッションのさらなる深化・展開を図るべく、戦後思想の《始まりを問い直す》ことを主題に掲げた。またセッション運営に関して、質疑・意見交換の時間をじゅうぶん確保するため、主報告を一つに絞り、残りのメンバー全員が討論者として関与する方式に切り替えている。このやり方を少なくとも今後4回続けていくことにしたい。

三島報告は、1945年12月に東京大学の戦後初代総長に選ばれた南原繁が翌年2月11日の紀元節(!)式典で行った演説「新日本文化の創造」を俎上にのせる。「どうもはじめから間違っていたのではないか、過去の国家犯罪をめぐる議論も、また自国民に与えた損害をめぐる議論も初めから間違った組み立てがなされていたのではないか、とい

う感を禁じ得ない」との疑義を呈する三島は、「戦後初期の文化的自己反省、自己批判、そして希望の中に潜んでいた無理筋の議論を剔抉すべき時がきているのではなかろうか」と問い質そうとする。

当日は、演説テキストやそれが置かれた文脈を精査・解読する作業から始める予定であるので、戦後思想の《始まり》に関心を寄せる会員諸氏の結集と熱い議論の展開とを期待してやまない。

E アリストテレスを受容する：18世紀啓蒙の一契機

世話人：網谷壮介（獨協大学）

報告者：小谷英生（群馬大学）、関口佐紀（早稲田大学大学院・博士後期課程）

討論者：稲村一隆（早稲田大学）

司会者：網谷壮介

昨年の大会において、私たちの研究グループは啓蒙期のモンテスキュー受容の多様性を検討した。本年は啓蒙期独仏のアリストテレス受容を扱う。初期近代においてアリストテレス評価は二分されていた。17世紀にはスコラとともに評価が切り下げられたし（ベーコン、デカルト、ホッブズ）、古代近代論争においても嘲弄的となった（フォントネル、フレレ）。他方で古代派は当然アリストテレスを称揚したし、仏独では17世紀以降に主要著作が訳されていく。また、ヴォルテールや百科全書派にはアリストテレスへの言及が相当数見られ（D. Edelstein, “The Aristotelian Enlightenment,” 2018）、政治思想についても、政体分類や市民社会、社交性といった重要要素の持続性は即座に想起できる。もちろん万学の祖と言うべき人物の受容を網羅的に検討することはできない。そこで本セッションでは、18世紀末に『政治学』翻訳を企図した通俗哲学者ガルヴェ、アリストテレスの僭主概念を独自に参照したルソー、これら独仏の2つの事例にフォーカスして検討する。

小谷は、18世紀末に哲学者・翻訳家として活躍し、当時最大の通俗哲学者と目されていたクリスティアン・ガルヴェが、最晩年にアリストテレス『政治学』の翻訳出版を企てた背景に迫る（1799年に死後出版）。1783年にすでにガルヴェはキケロー『義務について』の翻訳に大部のコメンタリーを付し、同時代のアクチュアルな問題に対する応用可能性を模索していた。同書は一躍ベストセラーになり、その幸福主義や義務の制限論がカントを刺激して、『人倫の形而上学の基礎づけ』（1784年脱稿）において反幸福主義的義務論が強調されるきっかけとなった。両者の間には道德・政治・幸福をめぐる論争が続けられるが、おそらくはその延長線上で、ガルヴェはスミス『国富論』を翻訳している。さらに彼はフランス革命を横目にしつつ、政治・経済・市民生活に関する独自の議論を展開していった。本発表ではこうしたガルヴェの足跡を確認しつつ、彼が最終的にアリストテレスにまで遡っていった思想的背景、そこに見られるアクチュアルな問題意識を明らかにしたい。

関口は、ルソーが『社会契約論』で『ニコマコス倫理学』の僭主(τύραννος)の定義に言及しながら僭主政(tyrannie)を王政の墮落形態として提示し、さらに僭主

(tyran)と専制君主(despote)を区別している点に着目して、ルソーにおけるアリストテレス受容を検討する。周知のとおり、古代から様々な変遷を経て受け継がれてきた僭主政と専制(despotisme)の区別はモンテスキューにおいて不鮮明となった。モンテスキューが権力の均衡・抑制を欠いた固有の政体として専制を位置づけて以降、革命期に至るまで専制こそが忌避すべき統治形態であるという共通認識が形成された。これに対し、ルソーは古代ギリシアの例を援用しつつ、王政の墮落形態としての僭主政、王権の篡奪者としての僭主という分類を再び俎上に載せ、専制君主を主権の篡奪者と明確に定義した。こうした理解を通じて、ジェノヴァによる植民地支配に対するコルシカの抵抗が僭主への正統な抵抗として擁護され、家父長制の原理は専制君主の論理と批判される。本発表では、アリストテレスからの着想がルソーの独創的な政治思想形成の一端を担うことを明らかにしつつ、啓蒙期フランスにおけるアリストテレスの政治思想の有効性を検討する。

F ルソー論の現在—『ルソー論集—ルソーを知る、ルソーから知る』を読む

世話人： 鳴子博子(中央大学)

報告者： 荒井智行(南山大学)、杉田孝夫(お茶の水女子大学名誉教授)

討論者： 関口佐紀(早稲田大学)、鳴子博子

司会者： 中澤信彦(関西大学)

本セッションは永見文雄・小野潮・鳴子博子編著『ルソー論集—ルソーを知る、ルソーから知る』(中央大学出版部、2021年)の合評を行う。同書は2012年の「ジャン=ジャック・ルソー生誕300周年記念国際シンポジウム」を準備すべく永見文雄・三浦信孝両教授(当時)を中心に立ち上げられ、ルソー研究の一拠点として活動してきた中央大学人文科学研究所の共同研究チーム「ルソー研究」の10年間を締括り刊行されたものである。同チームは内外の研究者を招いて数多くの公開研究会を開催してきたが、この間、ルソー研究にどのような変化、進展がみられたのか。セッションは、むしろルソー研究から少し距離のある領域の、いわば外部の眼から同書がどう読まれたのか論評していただくことを意図して、スコットランド経済研究の荒井智行会員とドイツ哲学・政治研究の杉田孝夫会員に論評をお願いしている。論考は文学・教育・哲学・歴史・政治と多岐に渡るが、セッションの時間的制約から論評は「第三部 政治論考」をめぐって行われる。

第一部『エミール』論考

第一章 エミールはどこに住むのか? (永見文雄)

第二章 総合的人間研究(総合人間学)の先駆者としてのルソー(堀尾輝久)

第三章 脆弱性としての著名性—『孤独な散歩者の夢想』における“子ども”の形象—(齋藤山人)

第四章 「信仰告白」が『エミール』に為そうとしたこと(淵田 仁)

第五章 有益な過ち—『エミールとソフィー、または孤独な人たち』について—(前之園春奈)

第二部 道徳・感覚・感情論考

第六章 『道徳書簡』『第三書簡』の二源泉(飯田賢穂)* *印は社会思想史学会会員

第七章 結節点としての内的感覚(菅原百合絵)

第八章 『新エロイズ』とオペラの幻想—驚異と魔法による幻想から感情と興味による幻想へ—(白川理恵)

第三部 政治論考

第九章 「政治的受容」とは何か—『社会契約論』刊行直後のジュネーヴから—(橋詰かすみ)*

第十章 ジャン=ジャック・ルソー『社会契約論』における「統治(gouvernement)」「習俗(mœurs)」「世論(opinion publique)」(西川純子)

第十一章 国民から人民へ—ルソーにおけるキャラクター・ナショナルをめぐる考察—(関口佐紀)*

第十二章 ルソーにおける自由と人民主権—アーレントのルソー批判に寄せて—(落合 隆)

第十三章 九月虐殺とルソーの戦争状態論—ヘーゲルの市民社会論をもう一つの参照点として—(鳴子博子)*

G アメリカ批判理論の挑戦——新自由主義と権威主義の批判

世話人：日暮雅夫（立命館大学）

報告者：日暮雅夫（立命館大学）、青柳雅文（立命館大学）、市井吉興（立命館大学・非会員）

討論者：大村一真（同志社大学・院）

本セッションは、今年3月に出版した『アメリカ批判理論——新自由主義への応答』（晃洋書房）を手がかりに、アメリカ批判理論の方向性を再考し、フランクフルト学派とフェミニズム、ポストモダン派等の交錯の可能性を探ろうとするものである。

報告者は、批判理論の観点から社会思想を研究する日暮、アドルノを中心にフランクフルト学派を研究する青柳、批判理論・新自由主義・スポーツ社会学を研究する市井が、同書のそれぞれが担当した章を分析しながら論点提示する。その後、討論者として、同じくハーバーマスを始めとする批判理論を研究する大村が問題提起を行い、各自の応答の後フロアを交え更なる討論を進める予定である。各報告のタイトルと要旨は、以下である。

日暮「新自由主義的暗黒^{ディストピア}世界における光——M. ジェイ、W. ブラウン、N. フレイザー」
ジェイは、新自由主義を、目的合理性・機能主義的合理性・統治的合理性に分枝化させ、それらにコミュニケーション的合理性を対置することに光を見出そうとする。しかし、新自由主義は、合理性の観点とともに嫉妬や羨望などの攻撃的感情の観点からも解明されるべきものであり、ブラウンがこの側面を特に取り上げる。それらと違って、フレイザーは、新自由主義的ポピュリズムに「進歩的ポピュリズム」を対置し解放の光を見出そうとする。

青柳雅文「権威主義とトランプ主義 —— トランプ以後のアドルノ読解」

ゴードンは、アドルノらの『権威主義的パーソナリティ』を手がかりとして、トランプ主義を権威主義から読み解いた。トランプ主義は、ドナルド・トランプ個人に帰するものではなく、また特異な事柄や例外的な事項でもなく、むしろ「アメリカの政治文化に全般的に見られる病理の実例」だとされる。そしてトランプが大統領職を離れた今日でも、トランプ主義は終わっていない。トランプ以後の現在においてアドルノを読むこと、アドルノの思想の可能性について検討する。

市井吉興「Uber Sport と権威主義：トランプ主義の台頭にスポーツは、どのように関

わったのか」

本報告の目的は、トランプ主義の台頭にスポーツがどのように関係したのかを読み解くことにある。一見すると、スポーツは資本主義的な抑圧から楽しく解放される場のように見えるかもしれない。しかし、スポーツは資本主義の抑圧的で疎外的な側面を受動的に、かつ、楽しく再生産する場にもなっている。本報告は、ペンスキーがトクヴィルとアドルノから導き出した「遅れてきた認識論」にも言及しながら、スポーツを通じて形成される「権威主義」とトランプ主義の台頭との結びつきを提示したい。

H 福祉国家の思想史：橋本努『自由原理——来るべき福祉国家の理念』を読む

世話人：斉藤尚（北海道大学）

報告者：田中拓道（一橋大学）、田中将人（早稲田大学）、寺尾範野（早稲田大学）

討論者：橋本努（北海道大学）

1980年代以降の福祉国家は、福祉サービスを国家だけでなく民間の企業や非営利団体にも委託するという、福祉多元主義の体制を構築してきた。この体制において、福祉サービスの供給主体の多元化に伴い、それらを正当化する様々な思想が許容され、福祉多元主義が生まれた。しかしその主義には、それらの思想を統合的にとらえる理念が欠けているという問題点が残されていた。

橋本努氏は近著『自由原理——来るべき福祉国家の理念』（以下、本書と略記）において、福祉多元主義を超え、様々な福祉国家に関する思想を統合的に捉える主導理念を検討する。ここで福祉国家とは、「人々の善き生の全般に関わる統治」を意味する。そのため主導理念の検討においては、とりわけ人々の善き生とは何か、善き生の追求と自由の尊重は両立可能かが問われる。橋本氏は本書において、既存の福祉国家の諸思想を体系的に整理したうえで、ケイパビリティ、リバタリアン・パートナーリズム、自生的な善き生という三つの理念をキーワードとして、新たな福祉国家の理念を提示する。

本セッションは本書の問題提起と提案された新たな理念の検討を手掛かりに、福祉国家の諸理念を再検討し、多様な福祉国家の理念を議論の俎上に載せる共通土台を構築することを目的とする。そのような試みにおいては個々の思想研究との対話が必要不可欠であり、本セッションでは、個別の思想の検討および本書におけるその位置づけの批判的検討を含めた、多角的な議論を試みる。

セッションの進行としては、まず田中拓道氏、田中将人氏、寺尾範野氏の三名が本書に対して独自の観点から問題提起をする。田中拓道氏は福祉国家の基礎理念の研究および比較福祉国家研究を専門としている（『福祉政治史—格差に抗するデモクラシー』（勁草書房、2017年）等）。また田中将人氏はジョン・ロールズの研究を中心にリベラリズム研究を行っている（『ロールズの政治哲学：差異の神義論=正義論』（風行社、2017年）等）。寺尾範野氏はイギリス研究を中心に福祉国家の思想的研究を行っている（「倫理的なシティズンシップのために—T・H・グリーンは障害者の権利をいかに認識したか」（『政治思想研究』、2020年）等）。最後に著者である橋本努氏から、それらの問題提起を受けた応答をしてもらう。その後、フロアを交えてより広範な観点からの議論を試みる。

I マルクス主義とレイシズム

世話人：隅田聡一郎（オルデンブルク大学）

報告者：マーク・ウィンチェスター（国立アイヌ民族博物館）、梁英聖（一橋大学）、
隅田聡一郎

討論者：酒井隆史（大阪府立大学）

近年のアメリカ合衆国を中心とするブラック・ライヴズ・マター運動の広がり、その理論的支柱とも言えるブラック・マルキシズムの「レイシャル・キャピタリズム」論をはじめとして、マルクス主義的なレイシズム論を再考するよう私たちに迫っている。従来のレイシズム（というよりも正確にはナショナリズム）に関するマルクス主義的なアプローチは、1988年にフランスで刊行されたウォーラステインとバリバールの共著『人種・国民・階級』を画期として、ポストコロニアリズムやポスト構造主義理論に影響を受けた研究者たちによって、経済還元主義あるいは階級中心主義と批判されてきた。この動きと前後して、イギリスにおいてもマイルズやホールなどが、グラムシやアルチュセールのネオ・マルクス主義的な概念（ヘゲモニー、イデオロギー）やフーコーの概念（権力、言説）などを活用して、マルクス主義とレイシズム・スタディーズの結合を試みている。とはいえ、2000年代にはこのような試みはほとんどなされなくなり、とりわけ日本においてはマルクス主義的なレイシズム論それ自体が忘却されてしまっている。このような問題意識にもとづき、本セッションではそれぞれの専門テーマにもとづいて各報告が行われる。報告後は、討論者の酒井隆史氏からの応答をはさんで、フロア全体で活発な議論を行いたい。

ウィンチェスター氏は、マルクス主義と先住民運動の関係を報告する予定である。

梁報告「国境とレイシズムを考える（仮）」は、公民権運動やブラックパワー運動を背景としたアメリカのレイシャルキャピタリズム論が、ブラック・ライヴズ・マター運動をつうじて日本で知られるようになった警察／監獄廃止論のみならず、北米では移民排斥と闘うラディカルな国境帝国主義論としても引き継がれていることを紹介する予定である。国境帝国主義論における国境のレイシズム批判は、バリバールがやや抽象的に提案した階級闘争による反レイシズムのシティズンシップ闘争が具体的実践として展開したものとして考えられる。これは日本の入管体制や極右の反「移民」運動のレイシズムを批判する上で極めて重要な示唆を与えてくれるだろう。

隅田報告「批判理論とレイシズム批判（仮）」は、90年代以降に英米圏とならんで進展したにもかかわらず、日本ではほとんど顧みられていないドイツのマルクス主義的

レイシズム批判を概観する。レイシズム研究の高まりは、それまでのナチズム研究にも大きな影響力を与えたが(バーリー＝ヴィッパーマン『人種国家ドイツ』(1991年)など)、アドルノやホルクハイマーの批判理論を継承したマルクス主義理論もまた、いわゆる反セム主義とレイシズムの相違、ネイションとレイスの接合、構造的レイシズムと主体構築の関係(『権威主義的パーソナリティ』の批判的継承)などについて独自の展開をみせている。本報告では、アルチュセールやマイルズのイデオロギー論ではなく、アドルノらのイデオロギー批判に依拠することで、資本主義における支配形態としてのレイシズムを考察していきたい。

J 井上弘貴『アメリカ保守主義の思想史』（青土社 2020 年）を読む-

世話人：安武真隆（関西大学）、小田川大典（岡山大学）、石川敬史（帝京大学）

司会：安武真隆

報告者：宇野重規（東京大学）、小田川大典、石川敬史

討論者：井上弘貴（神戸大学）

佐々木毅『現代アメリカの保守主義』（岩波書店、1984 年）から 30 年以上が経過し、トランプ大統領の登場と退場を契機に、アメリカにおける「保守主義」に対する着目が改めて高まっている。かかる状況を踏まえ本セッションでは、戦後アメリカの保守主義は「保守」とは名ばかりで、左派にまったくひけをとらないほどアメリカ社会の変革を目指す思想だった、という主張を掲げる、井上弘貴『アメリカ保守主義の思想史』（青土社 2020 年）を手がかりに、日本ではまだ十分に知られているとは言い難い、アメリカの保守主義の思想の歴史を主要人物達の伝記的な側面も含めてたどりながら、トランプを支持する保守知識人たちの登場までを追体験する。

本セッションでは、司会の安武による本書の概観に続き、『民主主義の作り方』（筑摩選書、2013 年）において、アメリカのプラグマティズムにおける民主主義の実践を扱った宇野重規氏、「デューイと現代リベラリズム」（『日本デューイ学会紀要』43 号 2002 年 6 月）や「デューイのデモクラシー論の諸問題」（『岡山大学法学会雑誌』59 巻 3 号、2010 年）で知られる小田川大典氏、『アメリカ連邦政府の思想的基礎—ジョン・アダムズの中央政府論』（溪水社、2008 年）など、建国期以来のアメリカ政治思想に詳しい石川敬史氏による問題提起に対して、著者、井上氏からの応答を求める。これらを踏まえつつ、フロアとの更なる意見交換を進めることで、アメリカにおける保守主義の政治思想を学会の共有財産とすることを目指したい。

本セッションはまた、小田川大典、安武真隆らが中心に行なってきた共同研究「制度の政治思想史」の延長線上で行われる研究会でもある。これまでのセッションでは、安藤裕介『商業・専制・世論』、鹿子生浩輝『征服と自由』、松元雅和『応用政治哲学』、村田玲『喜劇の誕生』、田中将人『ロールズの政治哲学』、井上彰『正義・平等・責任』、永見瑞木『コンドルセと＜光＞の世紀』、西平等『法と力：戦間期国際秩序思想の系譜』等を取り上げてきたが、今回もまた、近年公刊された政治思想・政治理論をめぐる意欲的な単著を取りあげ、その合評会という形式を採用している。本セッションを通じて、

政治思想史・社会思想史研究をめぐる問題意識の共有が図られるとともに、意見交換と討論の場が開かれていくとすれば幸いである。より密度の濃い研究会とすべく、参加予定の会員に対しても、当該著作を持参の上、可能な限り事前に眼を通しておくことを求めたい。なお、著者井上氏による以下の記事も一読されたい。

<https://synodos.jp/info/24103>

K 自然と霊性——エルンスト・ブロッホの思弁哲学

世話人：中村徳仁（京都大学）

報告者：秋元由裕（日本学術振興会・京都大学）、中島新（ボン大学）、宮崎直美（ウィーン大学）

討論者：深澤英隆（一橋大学）

これまでエルンスト・ブロッホ（1885-1977年）は、西欧マルクス主義者の一人として主に紹介されてきたが、彼の哲学にはその他にも様々な側面がある。なかでも本セッションが注目するのは、経験科学とは一線を画する彼の特異な自然観である。こうした思弁的な自然像は彼の十九世紀ドイツ古典哲学（シェリングなど）への取り組みに由来しており、本セッションではその可能性と限界について議論する。各報告の要旨は以下の通りである。

1. 初期ブロッホにおける「無意識的意志」 （宮崎直美）

ブロッホは、意志とは無意識的なものなのだという。ブロッホにとって「無意識」とは、「自己」の問題を考えるとときに必ずついてまわる問題だった。彼は当時の新カント派の認識論に対抗して、1909年の博士論文から一貫して、理性では捉えきれない「今・ここ」の自己を捉えようと試行錯誤を繰り返してきた。この発表では、ブロッホの自己概念と無意識概念に焦点を当てながら、ブロッホが提唱する「無意識的意志」とは何なのかを、シェリングとエドゥアルト・フォン・ハルトマンの受容を軸に論じる。

2. エルンスト・ブロッホによるシェリング受容と「物質」概念の形成 （中島新）

ブロッホは初期から晩年に至るまで、独自の「物質」概念の形成を試みていた。ブロッホの物質概念は、哲学史上では（例えばブルーノやスピノザ、バームによって）神秘的な表現で語られてきたような、自己発生的なプロセスを通じて顕在化しつつある潜在的なものを意味すると考えられる。彼の「未だなきものの存在論」や「世界プロセス」の構想もまた、そうした物質概念に基づいて展開されている。しかしこれらの構想を十分に理解するためには、ブロッホ特有の物質概念の形成が、彼のドイツ古典哲学受容、とりわけ初期シェリングの「自然哲学」と、後期シェリングの独特な物質理解の受容を通じて行われてきたことに目を向ける必要がある。本報告では、時期や著作によって様々な展開を見せるシェリングの多面性に注目しつつ、ブロッホがどのように（そして「どのような」）シェリング哲学を解釈し、自らの「物質」概念に取り入れていったのかを

検討したい。

3. エルンスト・ブロッホにおける自然支配の問題 (秋元由裕)

機械制大工業の生産力に「自由の国」の実現可能性を見出した伝統的マルクス主義を批判しつつ、ブロッホは西洋哲学史上のある系譜から「自然主体」の思想を引き出すことで、「自然との同盟」の可能性を模索した。けれどもその内実は、猛威を振るう自然を巧みに手なずけるファウストの表象をもって、技術の進歩を肯定する思想でもあった。

「マルクス主義的シェリング」(ハーバーマス)とも呼ばれたブロッホが、自然支配の批判ではなく肯定へと傾斜していった内的な論理について、主に『希望の原理』第二部を素材にして考察することが、本報告の主題である。

L 政治とおろかさについて——Nobutaka Otobe, *Stupidity in Politics* (Routledge, 2020) を読む

報告者：蛭田圭 (Aarhus University)、西川耕平 (文京学院大学、非会員)、エリス直美 (UCLA 博士課程、非会員)

討論者：乙部延剛 (大阪大学)

世話人・司会：山本圭 (立命館大学)

本セッションでは、2020年に刊行された Nobutaka Otobe, *Stupidity in Politics: Its Unavoidability and Potential* について多角的な検討を行う。「おろかさ Stupidity」の問題は、これまでの政治思想においてはほとんどの場合見落とされるか、せいぜいイレギュラーなものとしか考えられてこなかった。しかし本書は、フローベールやドゥルーズ、そして小林秀雄といった思想家らに依拠しながら、「おろかさ」を思考や政治に不可避のものと捉え、その民主的な可能性を探求するというきわめて挑戦的な議論を展開している。

本セッションは3つの報告からなる。まず蛭田報告は序章と第一章に焦点を当て、「思想(ないし思考)と政治のあいだの敵対関係」というアーレント的議論が、本書でどのように援用されているかを吟味する。とりわけ、アーレントが「哲学」と「思考」を必ずしも同一視していなかった点に着目し、著者のおろかさ論とアーレントの思考論のあいだに、本書で明示的に認められる以上の親近性がある可能性を提示する。

西川報告は、本書を貫く(1)おろかさは思考の内在的問題である(2)思考の問題であるだけでなくおろかさは政治の内在的問題でもある、というドゥルーズの「おろかさ」論から引き出された二つのテーゼを検討する。(1)を本書で参照されていないドゥルーズのテキストを援用しつつ擁護し、(2)をドゥルーズ自身の議論から抽出可能かどうか、著者の重視するドゥルーズの「謙虚さ」の内実や役割を浮き彫りにしつつ吟味する。

最後にエリス報告は、思考と声の差異という観点から、筆者のおろかさ論における批評(クリティーク)の位置づけを検討する。まず第二章と第四章の議論を接続し、ルソーの叙述スタイルと小林秀雄の批評スタイルの類似性を指摘したうえで、筆者のおろかさ論の示唆する批評(クリティーク)のあり方が、近代民主主義および日本の戦後民主主義を批判的に考察するための有益な視座を提供することを示す。

以上の報告に対し、著者の乙部氏よりリプライを行い、その上でフロアへと討論を開きたい。本書の意義と可能性を明らかにすることは、政治理論・社会理論のあり方その

ものを問うことにもつながるはずである。

自由論題報告

ヘーゲルにおける個体 Individuum と個別者 Einzelne

竹内真澄（桃山学院大学）

1. 問題意識

ヘーゲル哲学は、第一に西洋社会思想史における〈私人〉の発見を継承している。第二に、にもかかわらず、〈私人〉が果たして国家の公益を追求する主体たりうるかについて懐疑をいただいている。第三に、この矛盾は、個の自立と自由の共同性の弁証法的な止揚という主題に絞り込まれた。

本報告ではイェナ期(1801～1807)のいくつかの著作に關説しながら『精神現象学』(1807)において個体と個別者の両概念が厳密に区別されていることを論証することにある。

2. ホッブズにおける〈私人〉の発見

ホッブズは、古代から中世までの公人優位の哲学を根底からひっくり返し、〈私人〉を赤裸々に肯定する哲学を樹立した。この場合、〈私人〉とは私利と名声を追求する主体であって、生命の自己保存を原理とする所有主体と言ってよい。コモンウェルスとしての国家は、きわめて絶対的な権力を持つにもかかわらず本質的には〈私人〉の自己保存を守るための手段であった。

その後〈私人〉は、J・ロック、J・ステュアート、A・スミスに継承されて、平和な自然状態の理論となり、さらにスミスの民間人 private people の概念となって完成をみる。

3. ルソーの反〈私人〉型社会契約論

私人が国家を形成する主体でありうるのか、という懐疑を強烈にいただいたのがルソーであった。彼は自然状態にある人間が〈私人〉であるというホッブズ以来の社会契約論の観念を批判し、問題を個別意志から一般意志への転換に求めた。それゆえ、ルソーの社会契約論は〈私人〉的なそれではなく、かえって私人を否定する公民シトワイアンによる契約である。ここで、〈私人〉と公民の間に深い溝があるということが理論的に自覚化された。ヘーゲルはルソーの溝に関するこの問題意識を受け継いでいる。

4. ヘーゲルにおける個体と個別者

ヘーゲルは、イェナ期において、個の自立と自由の共同性の関係にとりくむ。『キリスト教の精神とその運命』のなかに〈私人〉概念がでてくるが、ここには1799年に読

んだJ・ステュアートの『経済学原理研究』の〈私人〉論の影響がある。『イエナ精神哲学』にはスミスの『国富論』の影響もありヘーゲルはここでもイギリス由来の〈私人〉概念に依拠している。

〈私人〉概念は、ドイツに入ると **Privatmensch** と訳される。しかし、ヘーゲルの獨創性は〈私人〉を個別者と位置づけた点にある。そして公民シトワイアンは普遍者ということになる。これを弁証法的に考えたのがヘーゲルだった。

すなわちこれを「意識の経験の学」として記述すれば、人間は端緒では個別者であるが、いかにして普遍的個体になりうるのか、というのがヘーゲル哲学の根本的構想である。哲学的にはカントの哲学的立場もこのなかに組み込まれる。カントの人倫は、ヘーゲルからすれば「個別者（私人）の人倫」にすぎない。

5. 『精神現象学』における個体 **Individuum** と個別者 **Einzelne**

イエナ期のいくつかの著作でヘーゲルの課題は絞り込まれた。それは、個別者がいかにして普遍的個体に自己形成しうるか、ということである。

『精神現象学』では感覺的確信→自己意識という移行をふまえ、さらに自己意識から理性へ移行する前の項目として出てくるのが「承認のための生死を賭する闘争」である。

すでにヘーゲルは1801年に共同体概念を使って人間の最高の自由を論じたのであった。

しかし、たんに共同性というのでは相互承認というテーマはまだ成立しない。なぜなら自由の共同性が成熟するためには共同性は没個体的な習俗的共同性を超えなくてはならないからだ。「承認」とは共同性の成員の個性がはっきりと分節されたかたちであらわれてこそはじめてなりたつ。

つまり、共同体というものは、ただ即自的な個体が習俗においてつながるような関係から発展して、個別者が成立し、個別者が互いに差し出争いをするよう経験を経過しなくてはならない。このような着想が出てくるためには、個体がいったんは個別者へと解体し、それでいて個別者を個体へ高める必要を感じる段階が必要とされる。

『精神現象学』のヘーゲルは、感覺的確信は低次の自我ないし個別性であると考え、そのうえでここから相互承認を獲得することが可能かどうかを考える。ところで、相手がある場合には、自己意識はものを欲望のままに消費して、自己意識を満足させることができるが、相手がものではなくて、自己意識である場合、どのように他者と共生できるのであろうか。これがヘーゲルの言う「承認」の問題であった。有名な「承認のための生死を賭する闘争」は『現象学』では構成上「承認の概念」が明確化された後の過程として位置づけられている。

まさにこの過程で、承認に入っていく自己意識は、ヘーゲルによれば個別者 **Einzelne** である。ところが、そうであるからこそここに困難が発生する。自己意識は二重性において存在する。生命としては歴史貫通的な個体だが、人間史の中ではまだ個別者なのである。つまり、「ひとつの個体 **Individuum** がひとりの個体 **Individuum** に対立して登場する」のではあるが、厳密に言えばこの個体は無媒介（非承認のまま）に登場するために、個別者 **Einzelne** 同士が会うことになってしまうのである。ゆくゆくは「両極は互いに承認しあっているものであることを互いに承認しあっている」というかたちをとらねばならない。しかし、互いに無媒介な個別者 **Einzelne** であるあいだは決して「承認」は成就できないものなのだ。

このように、ヘーゲルは個別者と個体の概念を使い分けて承認の失敗を説明している。

6. 若干の用語の整理

『ヘーゲル辞典』によれば（1）**Einzelne** は **ein** (one,a) に由来する。形容詞的には **singular**、**single**、**individual**、**isolated** などと同義で、**einzelne** は **Einzelne** を生み出す。これは個別的なもの、**Einzelne** は個別者の意味である。付け加えると、このような用法の日常の実例としてバラ売りの切符は **einzelne Karte** という。

個体とはもともと、ギリシア語の **atomon** の翻訳から、**indivisible** がつくられた。16世紀に、**Individuum** がつくられ、17世紀に個人的な、個性という意味を帯びるようになる。個性とか個体的なという言葉は、共同体に結びつくとともに、それへ開かれた個性という意味を帯びている。

ヘーゲルの場合、世界史的個体は **Individuum** であって、**Einzelne** ではない。なぜかと言えば、世界史の普遍性を体現しているのは、**Einzelne** ではありえず、個体 **Individuum** であるからだ。

結論

以上のように、ヘーゲルが個体と個別者を区別した理由は、西洋社会思想史にたいする彼の問題構成の決定的な転換があったからだ。要点は〈私人〉概念を弁証法の中に包摂したことである。ヘーゲルによれば普遍性 **Allgemeinheit**、特殊性 **Besonderheit**、個別性 **Einzelheit** という概念的把握の3モメントにおいて、個別者は **Einzelne** である。この三項は、事柄一般に対して適用される。普遍的なものは、具体的なものであって、特殊や個別と無関係の抽象的なものではない。しかし、もし個別者が全体から分離した個別性の意味を持つならば、普遍性と交わらないかぎり個別者は個体にはなりえない。三者の内的浸透によって個別性は普遍性と統一されるものと考えられている。

『論理学』のヘーゲルによれば、個別者は普遍に対して閉じていると同時に開かれていることになる。こうした両義性の認識は相互浸透一般の原理として読めば弁証法の論理である。しかし、〈私人〉が普遍の浸透をうけて公民化すると言え、神秘主義的誤魔化しになる。ヘーゲル弁証法の核心は社会思想史的に解明できるものである。

財団法人二十世紀研究所の事業と思想

庄司武史（東京都立大学）

本報告では、終戦直後、戦後社会の再興とデモクラシーの確立を目指す研究・教育を目的に設立された知識人集団「財団法人二十世紀研究所」のこれまで知られてこなかった事業と思想を、近年、新たに捜出されてきた史資料の分析から提示する。

社会学者・清水幾太郎、経済学者・大河内一男、英文学者・細入藤太郎を中心として1946年2月に設立された二十世紀研究所は、学術研究のみならず、敗戦によって既存の権威や知識が揺らぐなか抛りどころを失った全国の人びとのもとに足を運んで積極的な啓発事業を展開した注目すべき知識人集団である。しかしながら、同研究所をめぐっては、これまで戦後思想史的一幕として、あるいは一部の関係者の回想のなかで言及されることがまれにあったものの、主な活動が1946年から1948年末までのごく短い期間に限られたという事情もあってか、研究も史資料の検索も目立った蓄積がみられず、その実態はほとんど未解明だったといつてよい。

近年、報告者が関係資料の検索に注力した結果、国立公文書館収蔵の特定歴史公文書等をはじめ、研究所が当時、発行した文献・紀要・パンフレット等史資料の捜出に至っている。とりわけ、国立公文書館に保管されていた研究所設立関係の資料は質・量ともに最も重要であり、しかも2021年3月には新たに解散に係る公文書が文部科学省から移管されたことが確認され、関係者の回想にはない研究所の様相を知る史資料が一層、厚みを増したところである。こうした事前研究により、研究所分析に資する基礎資料が蓄積され、その個性を明らかにし得る準備が整いつつある。今回は、上記を中心とした資料に依拠しながら、研究所の基本的性格や当初の構想、事業やメンバー等に焦点を当てて報告する。

二十世紀研究所は、戦時中、すでに戦争の帰趨に見切りをつけていた清水幾太郎の戦後構想から生まれた。清水は戦前・戦中期を在野の知識人、後には『読売報知』紙の論説委員として過ごしていたが、社会が全体主義に傾いていったとき、民衆が政府の宣伝に無批判に流されていった記憶が鮮明だった。戦前から教育の重要性を論じ、終戦直前には海軍技術研究所で宮城音弥や日高六郎と民衆心理を研究していた清水は、彼らに「戦争が終わったら思想関係の塾を作りたい」と語る。また、代々篤志家の家風のなかで成長した細入藤太郎は、親族から寄託された多額の財産を戦後の研究・教育に活かすことを決意し、清水と図って財団法人設立を画策した。

清水はある時期まで、財団法人を「二十世紀学園」と称する教育機関として構想していたが、細入は当初から研究機関として構想していた。両者は互いの構想を練り上げるなかで、やがて、学費を納めた学生だけを校舎に集めて講義を行う従来型の学校ではなく、全

国の人びとのもとにメンバー自らが足を運んで最新の科学や学問を紹介し、議論する啓発事業を基幹とする実践的研究機関として具体化されていく。こうして 1946 年 2 月、出捐者である細入が理事長に就き、大河内一男を理事、清水を理事兼研究所長とする財団法人二十世紀研究所が誕生した。

国立公文書館に特定歴史公文書等として保管されている二十世紀研究所関係資料は、清水や細入らが当時の文部省に設立申請書類として提出した設立趣意書、寄附行為、事業計画書、収支計画書等のほぼ一式で、文書の性格から相当程度、正確かつ客観性の高い資料といえる。これらを総合することで、これまで知られてこなかった研究所の当初構想が明らかになりつつあるが、従来、このあたりは清水はじめ一部のメンバーの回想にのみ依拠してきた部分である。しかし、上記資料からは、これら従来の回想等にはない、あるいは異なる様相が明らかになっており、両者の異同の整理をとおして、より正確な研究所の様相を明らかにする。

実際の研究所の中心的活動となったのは、研究所のメンバー自らが全国に足を運んだ啓発事業であり、具体的には 1946 年から 1948 年にかけて「二十世紀教室」と呼ばれた一般向けの講座として開催されていた。終戦直後の劣悪な交通事情や食糧事情にもかかわらず、メンバーは驚くほど精力的に各地を飛び回り、しかも講座は常に多数の参加者をみて盛況だった。講座の内容は研究所発行の叢書として出版され、現在に残るそれらからは、メンバーが一般の人びとを決して見下さず、科学として高いレベルのものを提供しようと熱心だったことがわかる。「民主主義は民衆自身の負担が最も大きい」と説いた清水らの協働の様相を、当事者の回想のほか当時の新聞・雑誌等の記事等から整理する。

研究所のメンバーは最盛期には 60 名という規模に拡大したが、彼らの間に思想の相違や摩擦がなかったわけではない。とりわけそれは、丸山眞男に代表される学問・知識人の戦争責任とそこから生まれていわれる主体性をめぐって顕在化していた。だが、林健太郎や鶴見俊輔が回想したように、当初、そうした相違はむしろ戦後の自由な空気を象徴する健全さや多様性と捉えられ、熱心な討議の材料となっていた。だが終戦から 1 年あまりが経過し、早くも冷戦の危機が萌すなか、メンバーは新たな戦争という危機とどう向き合い、何を目指し、どう行動し、どのような成果と課題を遺したのか。そして、冷戦が顕在化していくなか「平和問題談話会」が発足すると、冷戦、朝鮮戦争、講和、独立をめぐって相違は次第に対立へと深刻な変化をみせ、メンバーにも溝が生まれていった。

1948 年後半になると、研究所に対する人びとの反応に変化が見られるようになる。研究所だけでなく大学でも講義をもっていた清水や丸山らは、熱気を帯びた大学と学生の様子に頼もしさを感じながらも複雑だった。その心境はやがて現実となり、受講を終えても学位にならない「二十世紀教室」よりも学位をもらえる大学を選ぶ人びとが増えていき、啓

発事業は役目を終えていく。『世界』はじめ総合雑誌の復活と盛況も背景に、二十世紀研究所は1948年暮れ、一般向けの啓発事業を停止した。だがそれは、終戦直後ならではの知識人による民衆の啓発という段階を超え、啓発された民衆と共に知識人が新たな社会を構想していく段階の顕在化でもあったといえるだろう。啓発事業を停止し、法人事務所を岩波書店内に移した二十世紀研究所では、メンバー同士では依然として活発な研究活動が行われた。だが、やがて平和問題談話会に参加する者・しない者で分裂し、各自が奉じる主義主張、政治的立場のもとでの言論活動や実践活動へと散じていった。清水は啓発活動の停止後も財団法人そのものは存続させ、戦後の日々、折につけて細入と再起を画策していたが、1987年6月、最晩年を迎えていた清水はついに財団法人二十世紀研究所を解散した。2021年3月、この解散に係る公文書が文部科学省から国立公文書館に移管され、報告者は審査の結果、その複写資料を入手できた。直後の1988年に亡くなった清水らがついに語らなかつた解散の顛末を新たな資料から整理する。

「終戦直後の端境期に咲いた徒花」と形容された二十世紀研究所の事業と思想を整理し、終戦直後のわが国人文・社会・自然科学者による民間研究・教育運動、知識人の協働と離散に作用した引力と斥力を明らかにする研究のモデルケースに位置づけていくことが今後の課題である。

「法の支配」と「人の支配」——カントにおける「法則」理解とその批判を手掛かりに

桐原隆弘（下関市立大学）

イギリス、フランスでは法の支配の思想が政治動向と相携えて展開された。ロックは、私権を確実に保証する手段として、裁量によらず、公布公知された法による統治の必要性を説き、自由主義的な法の支配の思想を結実させた。フランスにおいては18世紀から19世紀の思想展開において、共和主義的な法の支配の思想が発展した。モンテスキューは法（loi）を、物質界の不変の法、知的世界の不変の非制定法（自然法）、および可変的な制定法に区別し、優秀な機械のように機能する法律が個人の徳行のかわりとなるような統治体制の可能性を、権力分立をはじめとする政体理念に見出そうとした。一方ルソーは、人民と執行権者いずれにも平等かつ一般的に命じる法を個別の命令（décret）から峻別し、「法によって治められる国家」を「共和国（république）」と呼び、そこで公共の利益（l' intérêt public）が私的利益と完全に合致するとした。さらにフランス革命後の状況下でコントは、人民主権、社会契約および全員一致を体現する「法（loi）」というフィクションに代えて、人間集団を個々人の意図を超えて支配する「法則（loi）」を持ち出し、この法則に即した統治法の探求を政治科学の任務とした。科学者、技術者、産業的組織によるテクノクラシーが、コントの念頭にあった統治形態である。

19世紀の後半、クーランジュやメインはロマン主義および歴史法学の影響下で、家族独占による祭祀中心の法から都市住民の共有物としての法への、また「身分から契約へ」の転換を指摘したが、これらの方法論上の共通点は、ある地域の歴史と伝統に根ざした社会制度が、コントの実証主義的テクノクラシーとは対照的な「実証的（positiv）」事実として、理性に基づく統治の理想に対置されたということにある。

こうした中、19世紀の終盤にはダイシーが法の支配（rule of law）を定式化する。20世紀に入ってヴェーバーは、カリスマ的支配と伝統的支配という二つの「人格的」支配に、合法的（legal）支配という「非人格的な秩序（unpersönliche Ordnung）」を対置したが、そこでは、法治国家体制において後れを取ったドイツの事情を反映して、近代国家体制の構築・定着というビスマルク以来の（明治以降の日本とも共通する）課題を継続し、これを完遂しようという気構えが際立っていた。

法の支配は、ドイツにおいては法・政治哲学だけでなく、哲学的倫理学の領域で原理的な考察の対象となった。カントはドイツにおける法治国家思想の先駆者の一人であるが、彼の法ないし法則をめぐる考察は、彼自身貢献した法・政治哲学の文脈に限定せ

ず、法則概念そのものの新たな理解を提起するものとなっている。すなわち彼は、法則を他-律的な、しかし悟性・統覚の働きによって自然「現象」への「立法」を通じて得られる経験の統一としての自然法則、自-律すなわち自己立法による、各人の自由を確保するために行為を規制する、正当な強制手段を伴う法理的な法則、および行為の外形でなく法則・義務そのものを動機とすることを求め、外的強制なくして人間性の権利を実現することを目指す倫理的な法則に大別し、そうすることで、自然、社会、人間を、法則を介して総体として捉えることを試みた。これを本発表では「人間的生の存立構造としての法則」として理解する。

一方、シェーラーは、カント的な理性人格の概念が義務遵守、法則遵守の側面を強調し、普遍性・同一性を優先した結果、人格に本来備わり、つねに実現されていくはずの個性が軽視されていると批判する。シェーラーはこれに対し、人格概念をまずは作用（Akt）の遂行主体として物理的心的機能（Funktion）から明確に区別し、そのうえで人格作用を普遍的な側面と個性的な側面とに、さらに個性的な人格を個人人格と総体人格（民族、国民、文化圏、教会）とに分け、抽象的な孤立した個人にも、（ルソーにおけるように）国家公民にも還元されることのない、人格の多元的な帰属性を明らかにし、かつ、個々の（個人的ないし集団的な）人格に、状況に応じた、その時その場でのみ一回限り妥当する（「個性的妥当性」）価値や規範が成り立つ可能性を基礎づけた。この観点には、カント的啓蒙主義・普遍主義への反動という面も、とりわけ「個人の功罪を欠いた集団的功罪」「洞察を欠いた意欲に基づく服従」などにおいて顕著に見られるが、法則の観点からではなく、人格の観点から「人間的生の存立構造」を明らかにしようとしている点をここでは重視したい。

ヴェーバーは市民的形式法から社会法への移行に、法の形式主義への実質的正義の混入を認め、その限りで法の支配、とりわけ法そのものに内在する合理性と道徳における合理性との混同を問題視した。これに対しハーバーマスは、手続的合理性は市民的形式法と社会法双方に通底するとの見解に基づき、道徳そのものの中心に手続的合理性を据えることによって、法と道徳との架橋を試みた。これはカントによる「法の道徳化」への対抗戦略としての「道徳の法手続き化」を意味するが、カントの構想は最低限の正当な強制による自由の共存と各自の自由な自己決定とを義務概念、法則概念によって結びつけるというものであり、それ自身、特定の歴史段階ではなく、法と倫理の一般的な構造的把握を念頭に置いている。少なくとも形式法と社会法、自由主義段階と福祉国家段階、といった時代背景からカントの理論の妥当性を問題視するのは誤っているが、具体的にカントの構想が現代社会の法、道徳、倫理の諸問題へのいかなるアプローチを可能にするかは、別途詳細な検討が必要であろう。

また、アドルノはカント道徳哲学に原則の全面支配の傾向を読み取り、自由の共存のために法規制が不可欠であるとのカントの洞察に同意を示す一方で、法・法則そのものが自由の余地を奪う傾向があることから、アリストテレスの衡平 (Billigkeit) 概念に言及しつつ、原則にとられない個別状況の判断の余地を、カント的法則・原則概念に対置した。しかし、カント自身衡平概念について述べていることから明らかなように、カントは個別状況と各人のパーソナリティに依存した判断の余地を認めなかった（その意味で「法治主義者」であった）わけではない。そうではなく、法や契約に明文で定められていない事項については法廷の場では明確に判断し得ないという当然の理を確認したにすぎず、他方、人間性の権利の実現という観点からの自由な倫理的自己決定には、『人倫の形而上学』徳論を中心に、彼は十分な余地を与えていた。ただここでも、この人間性の権利を単に個人の倫理の問題にとどめず、社会倫理の問題として、さらには社会制度の問題として捉えようとするれば、カントの構想を拡張していく必要が生じる。その意味ではシェーラーの連帯概念の哲学的論及に注目することが有効であろう。

リチャード・ベラミーは公正、衡平といった市民的徳を体現する市民一人一人の相互統治体制としての共和政においては、法の支配の官僚主義的形骸化を防ぎ、法の支配を人の支配によって補完することが可能であるとの見通しを述べている。こうした政治哲学的見通しは、道徳哲学的論及、とりわけ人間的生の存立構造の解明によって補強される必要がある。逆説的だが、法の支配の後進国ドイツで展開された、法・法則概念を中心とする人間の自-律理解（カント）および人格概念を中心とする人間の作用中心としての多様な帰属性および個性的な価値構造の解明（シェーラー）は、法の支配、法治国家の理念を多角的に検討し、これを強靱化することに寄与するであろう。

主要参考文献

- Adorno. Th. W. (2010) Probleme der Moralphilosophie, Suhrkamp
- Bellamy. R. (2001/2007) “The Rule of Law and the Rule of Persons”, Critical Review of International Social and Political Philosophy, 221-251 (Published online: 25 Sep 2007)
- Dicey, A. V. (1885/1915) Introduction to the Study of the Law of the Constitution, Macmillan
- Habermas, J. (1992) Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaates, Suhrkamp
- Kant. I. Gesammelte Schriften, Akademie Verlag

Scheler, M. (1954) Der Formalismus in der Ethik und die materiale Wertethik,
Gesammelte Werke II, Franke Verlag

Weber, M. (1922) Grundriss der Sozialökonomik, III. Abteilung, Wirtschaft und
Gesellschaft, J. C. B. Mohr

シリア知識人における「反復する暴力」の認識

岡崎弘樹(日本学術振興会特別研究員 PD)

アーレントやドイッチャーに代表されるナチズムを経験したユダヤ知識人の多くは、レイシズムや暴力に関する歴史的な著作を多く残したものの、イスラエルの暴力については沈黙するか、歯切れの悪い立場しか表明しなかった。ところがE・サイード以後、ホロコーストとナクバ（1948年のイスラエル建国に伴うパレスチナ人の離散）において、似たような差別的支配が繰り返されているという研究が多数なされてきた。たとえばギル・アニジャーは、『ユダヤ、アラブ—敵の歴史』（2003）にて欧州における「敵」の観念史を探る中で、「内なる神学的な敵」たるユダヤ人への憎悪が、「外なる政治的な敵」たるイスラームやアラブ人への反感へと転化した流れを論証した。新約聖書において「隣人」と「敵」と「ユダヤ教徒」が並列された後に、アウグスティヌスによる「敵の神学化」を経て、アキナスによる「敵の集団化」、モンテスキューやヘーゲルにおける「ユダヤとムスリムの同列化」、さらにはローゼンツヴァイクによる「イスラームの宗教からの切り離し」につながっていく。やがてアウシュビッツにて衰弱した無用な非人間的人間を「ムーゼルマン」（イスラーム教徒）と呼ぶにいたるが、かかる憎悪的言説が「シオニズム国家」へと輸出されたというのである。

とはいえ、主に欧米語での議論においては、欧米諸国における「イスラーム恐怖症」や欧米の植民地主義と結びついてきたイスラエルの暴力について論じることはできても、その論理がアラブ諸国内部にどのように「複製」され、波及したのかについてはほとんど把握されていない。こうした問題意識から、本報告ではシリアの現代思想家の論考を取り上げつつ、彼らがホロコーストからナクバへと象徴的に輸出された暴力とレイシズムの支配が、シリアをはじめとするアラブの独裁政権の内側でいかに「反復」したのかを理解した思想的過程を考察する。とりわけ1980年代から1990年代に論壇の中心を担ったシリア出身仏人社会学者のブルハーン・ガリユーン(1945-)と、2000年代以降の代表的論客であるヤシーン・ハージュ・サーレハ(1961-)の二人が、①国家、②国際環境、③宗教・宗派問題について、いかなる見解を示したのかを中心に検討する。

ガリユーンは、長らくオリエンタリズムと結びついた「伝統的東洋国家論」（水力国家、スルタン主義、家父長主義）に対峙すべく、「歴史主義」の立場からアラブの国家論について考察を深めた。アラブの権威主義体制は、「国民主権の遅き成熟の結果であり、長い政治プロセスの到達点でもある……逆にそれは、社会が進歩の機会を最大限にするために社会の側があらゆる権力や権利を委任してしまった結果だ」（『アラブの苦悩』、1991）というのである。ガリユーンは「長い政治プロセス」を動態論として強調

することで、「伝統的東洋国家論」にみられる静態的、本質主義的なアプローチを回避し、市民社会と国家の均衡関係を生み出す余地を見出そうとしてきた。

さらにガリユーンは、アラブの国家論は常に国際環境との関係において論じなければならないとも強調する。『民主主義のための宣言』(1978)において、アラブの民族主義思想家が帝国主義やシオニズムに抵抗しながらも、アラブの独裁政権をイデオロギー的に支えてきたことを問題視する。ガリユーンは『宗派主義の体制』(1990)などの著作でも、宗教・宗派コミュニティに対する分断統治や、「われわれ」と「かれら」の二分法的思考に支えられる植民地主義の論理が、アラブのエリート支配体制において「内なる植民地主義」として取り込まれ、民衆の政治的参加をいっそう排除する方向性に寄与したと指摘する。長期の収監や拷問、軍事的な包囲作戦などに代表されるイスラエルによるパレスチナ人への支配様式は、アラブ独裁国家による自国民へのそれと全く異ならないというのは、当時のアラブ人論客の間で共通認識となっていた。

こうした課題は2000年代、特に9.11事件以降の「対テロ戦争」パラダイムにおいて、いっそう深刻なものとして受け取られた。とりわけ米国の対イラク侵攻以後にサラフィー・ジハード主義運動がグローバルに展開した一方、パレスチナにおける政治的分裂、レバノンとイラクにおける宗教宗派对立を経験した。アラブの国家と国際環境、宗教・宗派問題のからまりあいが生み出すダイナミズムについて、さらなる考察が求められるようになった。

シリア人政治エッセストのヤシーン・ハージュ・サーレハが当初取り組んだのは、シリアの国家論であった。ガリユーンとは異なり、サーレハはシリアの国家論を「スルタン主義の刷新版」ととらえつつも、アーレントの「表構え論」(『全体主義の起源』)を想起させるような「外向きの国家」と「内なる国家」という権力の二重性に着目する。

「国家の表構え」は、内閣や国会、政党、労働組合といった機構だけでなく、文明の発祥地という「文明史」や「世俗主義」政権のイメージにも支えられていた。その一方で、ハーフェズ・アサド大統領(1970-2000)が恣意的権力の及ぶ範囲を限りなく拡大させ、大統領直属の軍部隊や治安機関を、国軍を凌駕するほど武装化させたことで、「内なる国家」の姿も顕になった。社会の仕組み、芸術や文化、教育に至るまで「公的、政治的なヒエラルキー」が浸透し、長期収監や殺戮を通して、最終的には全体主義に近い「政治的抹殺」(Politicide)が行われているというのである(『不可能な革命』、『シリア獄中獄外』)。

とはいえ2010年代において「アラブの春」以後の反動政治や域内外勢力の介入、そして国家崩壊の過程の中で、問題の断層面がいっそう顕になっていく。サーレハは『抑圧された者の帝国主義』(2019)において、現在の「ホモ・サケル」(アガンベン)に言

及しつつ、次のように述べる。「欧米の思想家が、ナチスの強制収容所やジェノサイドで実現した例外状態がイスラエルとパレスチナで異なる形で続いていると想像しているようにはみえない。イスラエルを上位にパレスチナを下位に置き、前者を免罪しつつ後者を保護せず、前者を甘やかし後者を丸裸にし、前者を免責し後者から〈権利の中の権利〉（アーレント）を奪い、前者に政治的な優越性を与え後者を政治的に従属させているという事実だ。イスラエルを中東の例外国とみなしつつ、イスラーム恐怖症を支えるアラブの寡頭政治を保護する。かくして、それは中東地域の他の国家、特に〈アサドの国家〉に対し、自国民への対処の見本を与えることになる」。欧米における「イスラーム恐怖症」とアラブの寡頭政治への後ろ盾、イスラエルの安全保障、そしてアラブ・イスラーム地域における「イスラーム主義」の隆盛、加えて各宗教宗派民族の思惑が複合的にからみあう。こうした中、イスラーム主義者やクルド勢力も、「殉難の歴史」を口実とするイスラエル人と同じく、過去の抑圧や犠牲の経験にかこつけ支配地域の住民に対する「占領者」と化す。いわばホロコーストにみられた暴力とレイシズムは、ナクバを経て、アラブの独裁政権、さらには非国家主体たる多数の勢力にまで「液状化」していると、サーレハは断言する。

以上、本報告ではシリア知識人が、東アラブ、とりわけシリアをめぐる暴力や差別の反復現象、また犠牲者と加害者の交代過程をどのように理解し、概念化したのかについてユダヤ知識人の諸論考と比較しつつ考察を進めたい。

社会問題と帝国問題の連鎖－幸徳秋水の帝国主義論と「社会的なもの」

セン亜訓（東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士後期課程）

幸徳秋水の思想的位置にかんして、アナキズムに傾いた社会主義と捉える見方が一般的である。そのなかで、非戦の立場から評価される一方、日本資本主義分析の不在と労働者階級の歴史的任務にたいする認識の欠陥がつねに指摘される。こうした位置づけをふまえ、本稿では社会問題と帝国問題の連鎖に着目し、歴史学派が媒介した社会的なもの(the social)の受容を示したうえで、幸徳思想における帝国主義論の役割を再考する。

しばしば指摘されるように、19世紀後半ヨーロッパの社会問題(social question)は資本主義に内在する諸矛盾と19世紀末期新旧帝国の覇権争いを背景に、帝国問題(imperial question)とセットになった課題であった。20世紀の変わり目、日本の言論界では社会問題への関心が高まり、帝国主義を批判的に読み取り、平民社会主義を唱えた幸徳を含めて、改良思想や社会政策、社会革命といった「社会主義」が登場した。一般的に日本マルクス主義の前史に置かれた幸徳の論考を振り返ってみれば、広義の歴史学派に属した Albert Schäffle と Richard T. Ely の媒介で、現代政治思想の分野でつねに「社会的なもの」と呼ばれる論理に近いところがみられる。以下は社会問題と帝国問題の連鎖を切り口に、幸徳の帝国主義批判と社会主義を検討する。そのなかで、社会問題は単なる現象でなく、帝国主義への傾斜と近代化の道程にたいする懐疑から生まれた帝国問題と連鎖し、彼の社会主義につながっていた問題化の過程としている。最後に、資本主義の発達段階が異なったにもかかわらず、社会問題に触発され、歴史学派の媒介で明治社会主義に持ち込まれた社会的なものの思想的意義を論じる。

一、 帝国主義論と社会主義的公有

日本の言論界において貧困と失業、治安悪化、道徳退廃といった社会問題が初めて注目を集めたのは1890年代であった。社会問題熱のなかで、幸徳は1896年に「織物会社を観る」の報道記事を掲載して以来、社会問題への関心と資本主義への懐疑が深まってきたと思われる。1898年に彼は「新主義理想を探求せんとせば、先づ深く現在世界の趨勢機運の趨く所を究めざる可らざるや論なし、予は断ず二十世紀の問題は政治の問題に非ずして社会の問題なり」と宣言した。1901年に出版された『帝国主義』の前奏として、社会問題は解決すべき厄介な現象のみならず、二十世紀の動向にかかわる要因として捉えられた。

端的にいえば、帝国主義の概念は『帝国主義』で愛国心と軍国主義、資本主義から把握され、「平民自治」と「労働者共有」に基づいた社会主義の対極として捉えられる。愛国心と軍国主義から帝国主義一般を把握したうえで、資本主義の側面から近代的帝国

主義を見抜けた論理のもとで、社会主義は資本主義の社会組織改造をいうのである。その背後に、社会問題の深刻化を念頭に、「多数人民の公有」や「生産資本を社会共同の有に移す」という「社会主義的改造」をつうじて問題解決を求める意欲が存在する。こうした社会問題から帝国問題に広がった問題関心は彼の帝国主義論のなかで、資本主義と帝国主義のかかわりへの警戒感として浮上した。彼は資本主義による諸問題を消費不足と独占、富の再分配の視点から捉え、根源にある「自由競争制度」が変わらない限り、いかなる新市場を獲得しても問題は改善しないと指摘する。その解決策として、社会主義は自由競争制度に還元された資本主義と対置され、「少数の国家を変じて多数の国家たらしめよ、陸海軍人の国家を変じて農工商人の国家たらしめよ、貴族専制の社会を変じて平民自治の社会たらしめよ、資本家暴横の社会を変じて労働者共有の社会たらしめよ」と論じられる。上述した「社会共同の有」と「多数人民の公有」を掲げた社会主義は帝国問題につれて軍と貴族、資本家といった少数の対極としての多数の農工商人と平民、労働者に広げ、自治と共有の国家像と社会像に変容した。

二、社会的なものから見る幸徳思想

幸徳が1903年に出した『社会主義神髄』の「自序」が示したように、マルクス主義のほか、歴史学派のSchäffleのThe Quintessence of SocialismとElyのSocialism and Social Reformも重要な文献としてあげられる。社会主義に懐疑的な文献による社会主義の受容にかんして、マルクス主義認識の不十分という通常の解釈と異なり、以下は公的・共同的所有への注目から幸徳思想の展開を検討し、現代政治思想のなかで「社会的なもの」と総称される概念の一つの「社会的所有」の軌跡を描き出す。

Schäffleにとって、社会主義的体制は「公的事業と公的部門の普遍的拡大」にすぎなく、国家への絶対的否定を主張しつつも国家の媒介で共有(collective property)と共同所有権を求めようとする。彼によれば、社会主義の「神髄」は集産主義であり、労働者階級をだました非現実的なものでもあるという。また、周知のように『社会主義神髄』の四章はElyのSocialism and Social Reformによるものである。Elyの社会改良は生産力向上とより良い分配、そして開発や教育、自然資源といった事業にたいする公的供給、公的機関の増設といった対策からなる。その目標として、政府所有権と公的所有権を含め、公有(public property)の措置に基づく独占の社会化と私有の社会面の拡大があげられる。具体的に、共同所有権と共同経営、共同当局による分配等対策が出される。こうした対策は幸徳によって公有と公共的経営、社会的収入の必要に応じる分配の形で受容された。そのなかで、私的と公的、共同のものに所有権と所有の議論は省略した形で、私有と国有のあいだにある中間型の公有と共有に変容した。

所有と所有権の議論にかんして、文脈的に歴史学派の議論にさかのぼることができ、

社会問題(social question)をめぐる言説のなかでつねに社会的所有(social property)で扱われる概念から持ち込んだ特徴がみられる。社会的から公的に変化した一方、property の概念に内在する連帯の意味合いを持つ所有と法に依拠する権利は Schäffle と Ely によって公的・共同的所有・所有権で表現される。ヨーロッパの文脈において、社会的所有は富の蓄積にとどまらず、社会的存在の課題にもかかわっていた。その理由にかんして、「所有は社会的に存在することを支えるものである。それは枠をはめ、土地に帰属させる〔領土化する〕からである」と指摘される。換言すれば、社会的所有は公的なもののもとで、国民国家や市場、雇用関係のなかで既存秩序への帰属という存在の課題にかかわっている。そのため、所有とは有の状態を示すだけでなく、既存秩序と断絶した状態に陥った者を公的な枠や部署に帰属させることをいうのである。

三、 社会化と非領土化への模索

こうした社会的所有をめぐるのはつねに社会化の側面に加えて領土化(territorialization)との関係性から指摘されるため、統治性の課題においては疑問視されている。しかし、『帝国主義』における国家・帝国への懐疑的な視線を持つ平民的非戦論に基づき、幸徳は日露戦争期平民社の活動をつうじて社会主義的公有を追求しつつ、さらに国境を超えた非戦＝非国民の連帯を掲げていた。具体策として、議会政策論にゼネストの二段階革命論が提起された。マルクス主義的立場を取り、公有の構想は法制度の変革を求めるに不可欠な社会基盤の広がりを示すとともに、ゼネストの遂行で社会主義運動を革命にエスカレートする社会的条件をも意味する。また、日露戦争への応答として、国境を超えた非国民の連帯を掲げた平民社会主義からみれば、公有の構想は非国民の社会化にもかかわる。同時に、二段階革命論は手段の区別だけでなく、社会化の非国民的な性質を確保する意欲をも示している。すなわち、国家の統制による領土化の危惧は帝国主義批判に基づいた非戦論によって解消されるとともに、公有は社会化であると同時に非国民の立場による非領土化の試みともいえよう。まとめると、社会問題と帝国問題の近縁性を鋭く意識した幸徳思想における社会的なものの受容は実に日本資本主義の形成期に社会化・非領土化をもって問題解決を求め、帝国に回収されない社会的立場を模索したのではないか。

アンリ・ルフェーヴルの戦略と戦術——日常性の認識から都市計画へ

山本千寛（東京大学）

社会学者・哲学者アンリ・ルフェーヴル（1901-1991）は、エドワード・ソジャやデヴィッド・ハーヴェイの名に代表される空間論的転回の下敷きとなった思想家のひとりである。この転回の初期の議論ではアンソニー・ギデンズ（Giddens 1981: 30）やハーヴェイによって社会学的考察に「空間」という「概念装置が欠けている」（Harvey 1985: xi）ことが指摘され、「時間」概念に「空間」概念が関連づけられた。しかし、ルフェーヴル自身の思想に着目する場合、むしろ日常性に関する問題提起に応答する都市空間の創造こそが強調されていた。本発表ではこの日常性の問題が都市計画を要請するという点に改めて着目することで、既存の空間の転用や流用といった戦術ではなく、あくまで都市計画を必要とするルフェーヴルの日常性論の特徴を考察する。

ルフェーヴルの時間と空間を両輪から捉える視角は、たとえば『空間の生産』（Lefebvre [1974] 2000: 48）における「空間的实践が […] 日常の現実（タイムテーブル）と都市の現実 […] とを密接に結びつける」という表現に端的に表われている。ここで示されるのは、空間にはすでに時間の使い方が書き込まれており、また自分たちが創造する新たな空間にも望ましい時間の使い方を書き込むことができるという時空間の関係性である。しかし、空間やそこでの時間の使い方を変えるという目的を達成する方法には、空間の創造以外にもミシェル・ド・セルトーにおける戦術のように既存のものを転用・流用しつつなんとかやっていくという方法も挙げられる。同じ日常的なものを考察対象としながらも、ルフェーヴルはなぜ都市計画や空間の創造を変革の実践として位置づけるのであろうか。またこの実践は「固有なもの」は、時間に対する場の勝利である」（Certeau 1980: 85）とセルトーが批判的に言及したような敵味方に明確な線引きをする戦略といかに区別できるのか。

社会学者の福田光弘（2015:118）はルフェーヴルにおける「『日常性』の征服」の主題がいかに「引き継がれていったか」という観点から、セルトーの戦術論を概観している。ここではセルトーにおける議論の前進は、日常性を規定している戦略に自主管理のように全面的に対抗するのではなく、その戦略の内側から日常性のコントロールを錯乱させる点に見出せるとされる（福田 2015: 121）。ルフェーヴル以後のセルトーやミシェル・マフェゾリによる日常性の概念史に「『日常性』の征服」の考え方との距離という補助線を与えた点でこの考察は重要である。ただし、ルフェーヴルの日常性論の特異性をその空間的实践との関係から検討する場合、セルトーと異なる含意で「戦略」、「戦術」概念が使用される点は無視できない。実際、『都市への権利』においてルフェーヴ

ルは「戦術」的に「様々な支配の裏をかき、その目的から外れさせ」ながら、あくまで「戦略」的に自分たちの「時間と空間を領有する」(Lefebvre [1968] 2009: 64) ことを目的とする。つまり、大きな方向性を示す戦略に従属する「戦術的なもの」から着手し、徐々に「戦略的なものへと移行すること」(Lefebvre [1968] 2009: 116) が想定されている点でセルトーとルフェーヴルの「日常的なもの」の議論には大きな差異が見出せる。

この戦略と戦術の併用に着目するのは、たんにセルトーとの差異を強調するためだけではない。より重要なのは『日常生活批判 II』においてふたつの概念が日常性の「認識」にとって重要な位置を与えられる点である。空間論においても「権力に奉仕する知と、権力を承認しない認識との敵対的な差異」(Lefebvre [1974] 2000:18) が対置されるように、ルフェーヴルにとって「認識」とは批判的実践と不可分である。このとき、「認識」と戦略はどのように関連づけて理解できるのであろうか。

ルフェーヴル(Lefebvre [1947] 1958:26) は日常性は「曖昧」で「流動的」であるために、その近似しか認識できないことを認めつつ、流動性のなかでも恒常的に求められる実践として「判断」を挙げる。日常性が十全には捉えられない以上、何を決断し、どう行動するか判断はつねに偶然性のみならず「賭け」の要素を含むことになる。ここでこの判断を方向づけるものとして持ち出されるものが戦略と戦術である。すなわち、何が可能であるかを短期で定めるのが戦術、長期で見定めるのが戦略である。ルフェーヴルは「社会集団とは何らかの戦術と戦略をもつ個々人の集合体以外ではありえない」(Lefebvre [1961] 2014:110) と定義する。つまり、観察する学者側にも、観察される各集団にもそれぞれの戦略と戦術が存在すると想定し、可能性の取捨選択が絶えず行われている点を日常性の認識の足がかりとしていると考えられる。

重要な点は、この認識そのものが戦略となることである。認識された問題はつねに解決策として「実現すべき潜在的な対象＝目標」を必要とする(Lefebvre [1961] 2014:119)。つまり問題含みの日常性を認識した際にはその解決に関する仮説が同時に要請される。そのため、この可能な社会のあり様と日常の現実の「ズレを少なくできる可能性」

(Lefebvre [1961] 2014:139) を示すことで日常的なものの変革を方向づけることが可能になる。ルフェーヴルはこの手法の一つとして「戦略仮説」を提起し、「最も遠い可能なもの」と現実とを当事者を伴いながら比較対照することでその都度ごとに方針を定めていくという手法を採る。都市を本格的に研究対象としはじめたばかりの時期に刊行された『日常生活批判 II』(Lefebvre [1961] 2014:120) の時点ですでに、この実現すべき極限の潜在的な「対象＝目標の創出」の具体例として新たな都市の建設や新たな都市計画の練りあげが想定されていたことが確認できる。つまり、ルフェーヴルにおけ

る日常性の認識は 1961 年時点ですでにその克服された姿としての都市像と現実との「ズレ」の縮減を目的としており、その対象＝目標は現実における問題のあり方やその認識の変化に伴って絶えず変動するものであると考えられる。

- 参照文献（紙幅の都合上、ルフェーヴル以外の文献については当日の配付資料に掲載）
- Lefebvre, Henri, [1947] 1958, *Critique de la vie quotidienne : Introduction*, Paris : L'Arche (田中仁彦訳, 1968, 『日常生活批判序説』現代思潮社) .
- [1961] 2014, *Critique de la vie quotidienne II. Fondements d'une sociologie de la quotidienneté*, Paris : L'Arche (松原雅典・奥山秀美訳, 1969, 『日常生活批判 (1)』現代思潮社) .
- [1968] 2009, *Le droit à la ville*, 3e éd., Paris : Anthropos (森本和夫訳, 2011, 『都市への権利』ちくま学芸文庫) .
- [1974] 2000, *La production de l'espace*, 4e éd., Paris : Anthropos (斉藤日出治訳, 2000, 『空間の生産』青木書店)

韓国における丸山眞男論—丸山批判を中心に

フ・ジョンミン
夫鍾閔（京都大学大学院法学研究科）

本報告では、韓国において丸山思想がどのように議論されているかを検討し、特に韓国における丸山批判の特徴を明らかにする。日本では、近代批判およびポストコロニアリズムの観点などから丸山眞男の近代ナショナリズムにおける抑圧性と排他性の問題が指摘されて久しい。それでは、かつて日本帝国の植民地であった韓国では、いかなる観点から丸山が読まれているのだろうか。日本におけるのと同様に、韓国の丸山論も近代批判や国民国家批判の観点から丸山を批判しているのだろうか。これまで、日本においても、韓国の丸山眞男論に関する研究報告がいくつか存在する。その中で、金錫根と趙星銀の研究報告は注目に値するものである。なぜなら、単なる韓国の丸山論の紹介にとどまらず、韓国における「独特の批判」の特徴を発見し、それに対して一定の評価を行っているからである。

金の議論では、それらは、戦後日本の象徴として神話的存在感を持つ丸山眞男への反感としての「批判のための批判」になっているか、あるいは日本の丸山批判と同様に、「脱近代」や「脱国民」を掲げるポストモダニズムの観点から丸山批判を行っているものだとされている⁽¹⁾。また、趙によると、韓国において日本という丸山の国籍性(ナショナリティ)が強く意識されることによって、丸山の思想の真価が見えにくくなったのである。このような丸山批判の背景には、専ら「植民地問題の解決」の観点から、日本の知的な営みの意義を解釈するような韓国の「強烈な欲望」があるとし、彼女は、このような問題意識による丸山読解に対して反感を示している⁽²⁾。彼女のみるところ、日本というナショナリティへの意識から丸山を批判する韓国人の研究者たちは、丸山の思想の内在的な理解よりも、植民地問題の解決という外在的批判の契機から、それが意図的であれ無意識的であれ、丸山の思想を誤解しているのである。つまり、今までの研究は、韓国における丸山批判を、日本の近代批判としての丸山批判をそのまま受けたもの、あるいは「日本」という丸山のナショナリティを強調しすぎた反日的なものと捉えている。その点、韓国における丸山批判は、いわば「批判のための批判」に過ぎないと理解されてきたのである。

本報告では、韓国において丸山眞男が論争を惹起する思想家として取り上げられる理由、丸山に批判的な韓国の研究者たちが依拠する立場、そして、彼らが丸山の思想に見出そうとしている事柄を再検討する。そのために、まず、韓国で丸山眞男が、一般にどのように読まれ、理解されているかを簡単に整理し直す。

最初に、丸山の政治思想における自由主義とナショナリズムの問題に着目することで、

韓国におけるより具体的な丸山像を明らかにする。丸山の政治思想においてナショナリズムと自由主義の関係をどのように設定するかということは、日本においても問題となってきた。その点、韓国の研究が想定する両者の関係を分析することで、韓国の丸山批判が具体的にどのような丸山像を念頭においているかを知ることができるように思える。ここでは、このテーマをめぐる韓国研究者の論文2つを紹介するとともに検討する。これら両方ともが、丸山の自由主義の意義を述べているが、それぞれ互いに対立する丸山理解から丸山の思想におけるナショナリズムと自由主義の関係を解明しようとしている。

これらを踏まえ、最後に、韓国におけるいくつかの丸山批判を詳細に検討し、それぞれの批判がどのような立場でなされているのかを考察する。日本では、丸山のナショナリズム論は主に、ポストモダニズムの論者たちによって批判されてきたが、韓国の丸山批判においても、彼のナショナリズム論が問題になることが多い。具体的に、そのナショナリズムは、丸山における「政治的リアリズム」、「日本中心主義」、植民地の捨象、福澤諭吉論などと結びついて議論され、問題とされているのである。「政治的リアリズム」をめぐる議論は、丸山の政治思想の中核をなすものが、政治的判断を現実政治的価値基準に求める「政治的リアリズム」であるとする。この議論によると、これを意識して改めて丸山の天皇制ファシズム論を見ると、丸山思想の問題性が暴かれる。丸山のファシズム論は、日本の帝国主義的戦争そのものに対する批判というよりも、実は帝国日本の敗北の原因、すなわち「なぜ日本は戦争に敗れたのか」を分析したものであって、このような視座は、如何にして日本が勝つ戦争をすることが可能かという論理にもつながるものである。たとえば、健全なナショナリズムとしても表現される「政治的リアリズム」のあった時期となかった時期、両時期における精神構造の違いや対比を指摘する説明があるだけで、それがいつ、そしてなぜ「無分別な侵略主義」に変質していったのかという問いは問題にしていない。そのため、事実上、両者の区分は当初から存在せず、むしろ両者は状況によっては互いに強く結びつく論理と考えられ、丸山の政治思想の再考が求められるとされている。

「日本中心主義」をめぐる批判の言説は、丸山が「西欧中心主義の垂流」として「日本中心主義」を展開したとした上で、これが日本の帝国主義を思想的に正当化したと主張している。この批判は、その根本原因を丸山の近代観のせいにするが、この議論によると、丸山の議論が、近代性を擁護しながら「日本ファシズムの総力戦体制」を「逸脱的な近代」として批判することができても、「戦前日本の帝国主義と植民地主義に黙示的に同調していた」ことになる。しかし、日本ファシズムに対する「根本的で徹底した解明」を行うためには、植民地主義の問題を正面から批判する必要がある、またそれは

近代性に対する徹底した批判でなければならないとされている。他方、植民地の捨象という問題に注目して、丸山を批判する議論は、丸山が「朝鮮を語らないことを通じて朝鮮を語った」と主張している。これは、丸山が植民地朝鮮の問題を単に認知できなかったというより、丸山が意図的に「朝鮮／民族問題／植民地などをみる思考」を拒否したからだと主張する。この議論も、その具体的な根拠として、丸山の日本ファシズム論と近代ナショナリズム論を挙げている。たとえば、「超国家主義と論理と心理」で丸山が問題とする日本ナショナリズムの極端性は、ファシズムの問題であって、決して帝国主義ではない。そこで、戦後日本において丸山が戦前日本の日本ファシズムを批判しながら新しくつくり上げることを説いた近代ナショナリズムが、実は、植民地主義と非常に親和的であると結論付け、丸山のナショナリズム論において日本の帝国主義的対外膨張の問題、すなわち植民者朝鮮の問題が意図的に捨象されたのは、そのような理由からだと考えられている。

最後に、丸山の福澤論吉論に着目して丸山を批判する言説は、丸山が、明治初期の福澤の思惟と行動に自分を投影させながら、戦後日本において、福澤の遺産を継承しようとしたとしている。その上で、この議論は、福澤の国際政治観と国内政治観を分けた上で、両者の関係を丸山がどのように解釈しているかに焦点を当てて丸山の問題点を指摘している。たとえば、この批判は、国内政治においては、個人の私的利益の追求を重視する典型的な自由主義者としての「福澤=丸山」像には同意しながらも、同じ「状況的思考」から始まった彼らの国際政治のイメージが、国内政治のそれと全く異なるということの問題としている。

結論として、韓国における丸山批判の意義を示し、これらが「批判のための批判」に過ぎないという評価が必ずしも正当でないと主張する。

- (1) 金錫根 「韓国における丸山眞男の思想・学問の受けとめられ方」 『20世紀日本における知識人と教養—丸山眞男文庫デジタルアーカイブの構築と活用（東京女子大学比較文化研究所附置丸山眞男記念比較思想研究センター報告 別冊）』（2017年3月）
- (2) 趙星銀 「韓国における丸山眞男」 『東京女子大学比較文化研究所附置 丸山眞男記念比較思想研究センター報告 第10号』（2015年3月）

アドリアーン・レーラントとレヴィナス・ヴァルナーにおけるイスラーム以前のアラブ理解

稲垣健太郎

(東京大学大学院総合文化研究科・コペンハーゲン大学神学部・EuQu 博士候補生)

本報告は、十八世紀初頭のユトレヒトで活躍した東洋学者アドリアーン・レーラント (Adriaan Reland, 1676-1718) の主著である『ムハンマドの宗教について』を出発点に、初期近代ヨーロッパの東洋学者たちが「イスラーム以前のアラブ」をどのように理解したか、その一端を明らかにすることを目指すものである⁽¹⁾。

西欧の東洋学の歴史においてレーラントは、神学者たちがイスラームに抱いてきた偏見から自由にイスラームについて叙述したと評価されてきた。こうした評価は、レーラントの主著である『ムハンマドの宗教について』に基づく。なるほど、同著においてレーラントは、中世以来キリスト教神学者たちが展開してきたイスラーム反駁を吟味し、彼らのイスラーム理解がクルアーンや他の文献と相反することを詳らかにしている。こうしたレーラントに対する評価とは対照的に、彼が用いた史料やそれに基づく論証の方法についての詳細な分析は、ごく近年までなされてこなかった。

しかし近年、レーラントに関する研究は、彼が参照する史資料に着目した上で、レーラントの主張の思想的な意義を論じる方向へ向かいつつある⁽²⁾。たとえばP・トマジアーノは、『ムハンマドの宗教について』におけるレーラントのクルアーン解釈の一部が、ビザンツの神学者たちによるイスラームへの反駁との関わりにおいて解釈されるべきであることを示している⁽³⁾。無論こうした研究はその端緒に着いたばかりであり、レーラントを初期近代ヨーロッパの東洋学史、さらには十八世紀の思想史に位置付けるためには、彼の論述に関するより詳細な分析が不可欠である。

以上の先行研究状況を踏まえ、本報告は『ムハンマドの宗教について』においてレーラントが何を主張したか、という点のみならず、彼がどのような見解に対していかに自身の主張を構築したのか、という点に注目する。

『ムハンマドの宗教について』は、二巻から成るテキストである。その第一巻は、『ムハンマド神学の要諦』と題された論考のアラビア語原文とラテン語翻訳、さらにレーラントの注釈からなる。本報告が注目するのは、第二巻におけるレーラントの議論である。「ムハンマドに誤って帰されてきた事柄が論じられる」という題目が示唆するように、第二巻においてレーラントは、ラテン世界の神学者たちのみならず、ギリシア語によるイスラーム論駁、さらには初期近代の東洋学者たちのイスラーム理解を検討している。レーラントがまずもって依拠するのは、クルアーンに他ならない。『ムハンマドの宗教

について』の第二版でレーラントが参照するのは、十七世紀にヨーロッパにおいて出版されたクルアーンのアラビア語テキストやフランス語訳、ラテン語訳のみではない。同著においてレーラントは、クルアーンのパルシア語やマレー語訳をも参照し、自身の読解を補強している。

こうした手稿史料に基づくレーラントの方法は、彼がクルアーン以外の文献を参照する際にも通底している。『ムハンマドの宗教について』は、その巻末に付された写本の目録が示唆するように、レーラントの幅広い写本の読解の果実でもある⁽⁴⁾。他方で、レーラントが閲覧を望みながらも手に取ることができなかった手稿も存在する。そのひとつが、レヴィナス・ヴァルナー (Levinus Warner, c. 1618-1665) によって執筆された「ムハンマド以前のアラブ人の慣習」に関する論考である。

ライデン大学で東洋諸語を学んだ後、ヴァルナーはオスマン帝国へと向かった。二十年にわたるイスタンブールでの滞在中、ヴァルナーは数多くの東洋語写本を収集した。ヴァルナーの遺言によって彼の写本コレクションがライデン大学に寄贈された際、ヴァルナー自身が執筆した論考も写本コレクションとともにライデン大学図書館に移管された。レーラントは、ムハンマド以前のアラブ人に関するヴァルナーの論考がライデン大学から失われたと記している。さらにこの手稿が現存していれば、すでにムハンマド以前に実践されていたにも関わらずムハンマドに帰されてきた多くの事柄について理解し得ると述べている⁽⁵⁾。

しかしレーラントが閲覧し得なかったヴァルナーの手稿は、こんにちライデン大学図書館に保管されている (Leiden, Universitaire Bibliotheken, Or. 1131)。本報告の後半では、当該手稿の分析に基づいて、ヴァルナーがイスラーム以前のアラブについてどのように記述したのか、を明らかにする。レーラントが『ムハンマドの宗教について』において論じた諸論点 - イスラームと異教の関係やイスラームにおける悪霊、最後の審判への信仰など - に注目し、これらの論点をヴァルナーがどのように扱ったのかを明らかにすることで、本報告の後半部は初期近代ヨーロッパの東洋学史にレーラントを間接的に位置付けることを目指す。

ヴァルナーの論考を補助線として、『ムハンマドの宗教について』を分析することで導かれるのは、初期近代ヨーロッパの東洋学者たちがなぜイスラーム以前のアラブに関心をいだいたのか、という問題とそれに対する暫定的な回答である。ヴァルナーとレーラントは、ともに東洋語史料それ自体が語るものを重視し、イスラームが成立した歴史的・文化的状況の再構築を試みた。こうした試みは、たとえばキリスト教の一異端としてイスラームを理解しようとした従来の言説とは一線を画すものである。その意味で、『ムハンマドの宗教について』は、異なる宗教をどのように論じるか、という社会思想

史的に重要な問題に対するひとつの手がかりを示すと考えられる。

- (1) 本報告では、レーラント自身によって増補された第二版から引用と翻訳をおこなう。Adriaan Reland, *De religione Mohammedica libri duo, editio altera auctior* (Trajecti ad Rhenum: Broedelet, 1717).
- (2) Bart Jaski, Christian Lange, Anna Pytlowany, and Henk J. van Rinsum, (eds.), *The Orient in Utrecht: Adriaan Reland (1676–1718), Arabist, Cartographer, Antiquarian, and Scholar of Comparative Religion* (Leiden; Boston: Brill, 2021).
- (3) Pia Mattia Tommasino, ‘Textual Agnogenesis and the Polysemy of the Reader: Early Modern European Readings of the Qur’ān’, in Mercedes García-Arenal and Giorgio Caravale, (eds.), *After Conversion: Iberia and the Emergence of Modernity* (Leiden; Boston: Brill, 2016), 155–73.
- (4) レーラントが所有した写本コレクションにつき、Bart Jaski, ‘Appendix 2: The Manuscript Collection of Adriaan Reland’, in Jaski et al, *The Orient in Utrecht*, 434–84.
- (5) Reland, *De religione Mohammedica*, 269–70.

〈非所有の所有〉論——森崎和江における筑豊初期について

大畑凜（大阪府立大学大学院博士後期課程）

本報告の目的は、詩人で思想家の森崎和江（1927-）が1963年に上梓した批評集『非所有の所有』（現代思潮社）に所収された諸テキストにおいてその表題ともなり、同時期の森崎の思索の中心的な概念であった〈非所有の所有〉（以下、著作を指示する際は二重鉤括弧、テキストを指示する際は鉤括弧、概念を指示する際は山括弧を使用）について、そこに込められた思想的かつ実践的な射程の一端をあきらかにし、またそのことを通じておよそ20年間（1958-1978）にわたる森崎の筑豊時代の初期の特徴を掴むことにある。

先行研究でも、森崎の筑豊初期の思想についてはまだ十分に展開されていない。難解な詩語とマルクス主義用語が入り混じり、同時に極めてハイコンテクストな文章が綴られる筑豊初期のテキスト群は、当時のパートナーである詩人の谷川雁との決別の書ともなった森崎の代表作である女性論『第三の性』（1965）が練り上げられる前史として理解される傾向にある。たとえば加納実紀代（2003）は、『非所有の所有』そのものを、男性たちによるマルクス主義の言語を用いて自己の思想を表現しようとした森崎の苦心の現れとして評価している。またこうした評価は、森崎自身が谷川との関係を直接に総括した1970年の著作『闘いとエロス』によるところが大きいといえる。

しかし、ここで問われるべきは、森崎が男性たち（マルクス主義）の言語を用いたことへの評価ではなく、森崎が男性たち（マルクス主義）との格闘のなかで〈非所有の所有〉にこめた意味にほかならない。ここでは、〈非所有の所有〉が森崎自身のオリジナリティに属する用語ではあっても、そこには森崎が炭坑地帯を歩きながら聞き届けた（元）女坑夫たちの声や、またミニコミ誌『無名通信』（1959-61）にともに集った女性たちの同時代的な苦闘と格闘が刻みこまれており、『非所有の所有』期の森崎のテキストはつねに〈いまここ〉に生起していく出来事への記録でもあったことを想起する必要がある。実際、森崎は『闘いとエロス』を書き下ろして発表したのと同じ1970年に『非所有の所有』を一切の加筆修正なく復刊させており、『闘いとエロス』によって森崎の初期筑豊がすべて語り尽くされたと考えることはできない。

そのうえで、近年では数少ないながらも、〈非所有の所有〉を取り扱った先行研究も存在するが（水溜真由美 2000、今津有梨 2015、西亮太 2018）、これらは総じてテキストとしての「非所有の所有」の考察を焦点化しているため、『非所有の所有』に収録された森崎の他のテキストや、同時期に書かれた単行本に未収録のテキストを踏まえた考察にはなっていない。また、概念としての〈非所有の所有〉をめぐる思想史上の位置づ

けも曖昧なままであることなどが、現状の課題としてはあげられる。

本報告においては「非所有の所有」という概念に、資本制以前の共同体の所有形態を紐解こうとしたマルクス「資本主義的生産に先行する諸形態」からの影響がみてとれること、また同じく「諸形態」の議論を援用した谷川雁「日本の二重構造」などとの影響・共鳴関係があきらかにみてとれることを議論の前提として重視する。とりわけ、谷川においても重要なモチーフであった「所有」のどのような要素が森崎にも引き継がれ、またどの点で両者の思想は分岐するのかに注目する必要がある。

そして、こうした谷川との思想史上の分岐を検討する意味でも、森崎が〈非所有の所有〉を運動上の組織化をめぐる概念としてどのように提起したのかが重要な検討課題となる。国策的なエネルギー転換に基づく炭鉱の閉山・合理化が急速に進められる1960年前後の時代において、資本と国家に抵抗しようとする『サークル村』から大正行動隊にいたる文化運動・労働運動の展開にたいして、こうした運動体内部における男性中心主義と性差別を批判する女性たちの組織化に求められる運動体としての原理を森崎は〈非所有の所有〉として言い表そうとしていたのである。

この際、森崎が同音異義の「ヒショユウ」という用語を二種類用いていた点に注意する必要がある。二種類の「ヒショユウ」とは、ひとつがなにも「私有（所有）していない」という意味の非所有であり、もうひとつがなにかによって「私有（所有）されている」という意味の被所有である。私有＝私的所有が個人的な所有形態であり、これを資本主義の原理として認識する森崎は、こうした所有や生産の現場から疎外されて家事労働に従事し、運動体のなかでは男性中心主義に従属せざるをえない女性たちの状況を「被所有」として捉えつつ、他者をいかなる形で私有（所有）しないあり方を「非所有」とした。そのうえでさらに、非所有には、非所有の私有／共有／所有という三つの形態が、被所有には、被所有の所有／私有という二つの形態がそれぞれあるとされたが、こうした複雑な所有形態はそれぞれに個別的で分離されたものではなく、流動的かつねに別の所有形態へと変化・移行しえるものとして捉えられていた。

非所有／被所有という両者は対立関係にあるのではなく、それぞれの異なる状況下でも女性たちの内側には常に抵抗へのエネルギーがあることを森崎は認めつつ、このエネルギーが時に女性たち同士を争わせたり、依然として男性支配のもとに従属させられることもあれば、女性たちの共闘・連帯を実現させることもありえると表現する言葉であった。女性たちのエネルギーがどのような結びつきをもつかは決定論的に定められたものではなく、あくまでも可変的であることに重点が置かれた言葉といえる。またそれゆえ、そこには女性たちの組織化を通じて、〈いまここ〉からあるべき共同体の姿を実現させようとする森崎の運動論上の作風が垣間見られるのであり、その点で〈非所有の所有〉

とは単にマルクス主義的概念というだけでなく、アナキズムの文脈で用いられる予示的政治 prefigurative politics の概念とも一定の親和性を有しているとも考えられる。その際には、『非所有の所有』に収められた「隣家の美学」が重要なサブテキストとなる。このなかで森崎は、隣家の長屋にくわえられた住人たちの細やかな工夫がもつ創造性を書き留めながら、ひとつひとつの創造に執着することのない住人たちの姿に〈非所有の所有〉に向かう可能性を見出しているのである。

学会ホームページ掲載の報告原稿では、以上のような議論の見取り図の元、森崎の実際の叙述を参照しながら、〈非所有の所有〉という言葉によって概念化されようとしていた、『第三の性』による谷川との決別以前の森崎による女性運動の組織化をめぐる考察のその輪郭を浮かびあがらせたい。

参考文献

今津有梨『「非所有の所有」に「根づく」こと』一橋大学言語社会研究科提出修士論文、2015年度

加納実紀代「交錯する性・階級・民族——森崎和江の〈私〉さがし」同編『文学史を読みかえる7 リブという革命——近代の闇をひらく』インパクト出版会、2003年

水溜真由美「サバルタンはいかに連帯することができるか——森崎和江『第三の性』試論」『情況』第二期 11 卷 5 号、2000年6月

西亮太「森崎和江のことば——運動論とエロスのゆくえ」(前・後編)『詩と思想』373-4号、2018年5-6月

リベラルな多文化主義と国境管理論

河村真実（神戸大学大学院法学研究科・助手）

本報告の目的は、近年、受入国内での地位をめぐる論争となっている一時労働者や難民に焦点を当て、彼らに対する文化的権利の保障を主たる論点とする「リベラルな多文化主義」と、彼らに対する経済的・物質的権利の保障を主たる論点とする「国境管理論」との比較を通して、リベラルな多文化主義の今日的擁護可能性を示すことである。

第一章では、議論の前提として、文化的少数派に対する母文化保護の必要性を主張するリベラルな多文化主義の理論的変遷について、ウィル・キムリッカとアラン・パッテンの理論の比較を通して考察する。1980年代末、キムリッカは、多文化主義理論を確立した。彼は、一つの地域に集住し、言語や行政機関などの社会制度を共有する集団を「社会構成的文化」と定義した。その上で、キムリッカは、この社会構成的文化が、個人の人生における重要な選択肢を提供し自由を増進させる役割を持つことに着目し、個人の自由にとって自らの社会構成的文化の存続が不可欠であると主張した。これを踏まえて、消滅危機にある社会構成的文化に対して付与される母文化維持に関する権利、すなわち集合的文化権の正当性が主張された。集合的文化権の権利主体の典型例としては、多数派国家に統合される以前に独自の社会制度を確立していた「ナショナル・マイノリティ」と、定住型移民で構成される「ポリエスニック集団」が挙げられる。こうしたキムリッカの文化概念は、近年、その地位をめぐる論争となっている一時労働者や難民の権利について、体系的に論じることができないという問題を抱えていた。

2010年代に入り、こうしたキムリッカの理論に対して、パッテンから以下の的確な批判が示された。パッテンは、社会構成的文化の定義上、時間の経過や外部との交流による文化の変化を説明できないことを指摘し、そもそも社会構成的文化という文化概念それ自体に重大な理論的欠陥があると批判した。その上で、パッテンは、社会化過程の共有により緩やかにつながる人々を一つの文化集団と見なす文化概念を提示し、全ての文化集団が同等の保護を得られる限り、国家介入を通じた文化的差異の積極的な承認を認めるという新たな多文化主義理論を提示した。本報告では、集団内の関係性に焦点を当てる、この新しい多文化主義を「関係論的承認主義」と呼ぶ。関係論的承認主義によれば、特定地域への集住や社会制度の共有といった形式的な条件を満たさない一時労働者や難民であっても、社会化過程を共有する集団に属していれば、集合的文化権の権利主体となり得る。しかし、一時労働者や難民等は、一時的な滞在を希望する点において、永住希望のナショナル・マイノリティやポリエスニック集団とは性質が異なり、一時労働者らにまで集合的文化権を拡大する必要性については疑問も残されている。

第二章では、関係論的承認主義が一時労働者や難民らにまで権利主体を拡大することの妥当性を検討する。その際、関係論的承認主義への最も有力な批判として、裁量的入国管理の正当性をめぐる国境管理論を採り上げる。国境管理論では、国家が、国内に居住する外国人に対して、どのような権利を保障すべきかという点が、非常に重要な論点として議論されているため、本章では、国境管理論と関係論的承認主義との批判の応酬を考察する。

第一に、国境管理論の中で最も代表的な議論の一つである、ジョセフ・カレンズらの「国境開放論」の立場から、関係論的承認主義に向けられ得る批判と、その批判に対する関係論的承認主義からの反論可能性について考察する。国境開放論とは、万人が、基本的諸自由の一つとして国境を越えた移動の自由を有することを根拠とし、裁量的入国管理を批判する議論である。国境開放論者は、各国がより多くの外国人を受け入れ、一定期間以上、受入国内に居住した外国人全員に対して一律に、市民と同等の経済的・物質的権利を保障する必要性を主張する。特に移民のように新たに入国した外国人については、就職などの機会がより豊富になるという理由から、主流派文化に同化することの利点を強調する。こうした国境開放論の立場からは、少数派文化保護を積極的に行う関係論的承認主義が、受入国内の外国人に母文化の維持を押し付け、却って彼らを不利な立場に追いやるという批判が想定される。この批判に対して、関係論的承認主義からは、言語や生活様式を変更するために必要な時間や労力を考えれば、一時労働者らに対して公的機関での母語による翻訳サービスなど、文化的権利の保障を行い、彼らの社会生活を補助することが不可欠だという反論が想定される。

第二に、国境開放論と対立関係にある、デイヴィッド・ミラーらの「国境閉鎖論」の立場から関係論的承認主義に向けられ得る批判と、それに対する関係論的承認主義からの反論可能性について考察する。国境閉鎖論とは、社会福祉制度の根幹を成す人々の連帯意識が国内の文化的同質性により担保されるという前提から、外国人の入国制限を支持する議論である。すなわち、国境閉鎖論においては、国内の文化的同質性を維持するために、国内に居住する外国人には主流派文化への同化が要求されることになる。こうした国境閉鎖論の立場からは、関係論的承認主義により国内の文化的多様性が促進されれば、国内の連帯意識が崩壊し社会福祉制度が機能不全に陥るという批判が想定される。この批判に対しては、関係論的承認主義が、社会化過程の共有という緩やかな文化概念を提示していることから、個人が母文化である少数派文化と、受入国の主流派文化の両方に属する「二重のアイデンティティ」の可能性が想定され、一時労働者や難民らも、母文化を維持しながら、主流派文化への統合や連帯をも実現することができるという反論が可能である。

第三章では、リベラルな多文化主義と両立し得る国境管理論を提示し、最新のリベラルな多文化主義理論である関係論的承認主義の擁護可能性を示す。第二章で論じたように、国境開放論と国境閉鎖論のいずれも、国内居住の外国人が主流派文化に同化することを期待し、彼らの母文化擁護については、ほとんど議論しない。この点において、既存の国境管理論は、文化的多様性を支持するリベラルな多文化主義とは両立しない可能性がある。そこで、本報告では、国内の文化的多様性を支持する国境管理論を展開するサラ・ソングの議論を手がかりに、リベラルな多文化主義と両立可能な国境管理論を検討する。ソングは、裁量的入国管理を認め、社会内の連帯意識の維持を重視する点において、国境閉鎖論と主張を一部共有する。しかし、ソングの主張する社会内の連帯意識とは、国境閉鎖論者が想定する文化的同質化により形成されるものではなく、学校、近隣住民、地域共同体への参加やそこでの活動を通じて人々の間に生じる信頼関係を指している。ソングは、永住希望の移民や一時労働者などを含むあらゆる人々を包摂する政治的共同体を構想し、国内の文化的異質性を受容する点において、リベラルな多文化主義との類似性を有す。本報告では、こうしたソングの議論を手がかりに、リベラルな多文化主義と両立し得る国境管理論として、国家による裁量的国境管理を認めつつも、国内の文化的多様性の維持を目指し、あらゆる文化的少数派に対する積極的な文化保護を支持する理論を提示する。

日常的認識と社会科学的認識との関係の再問——シュッツの社会科学的分析に寄せて

田口雄一朗（埼玉医科大学等非常勤講師）

社会科学の哲学を遂行する上で肝要な論点にはいくつかあり、今回取り上げるのは表題にあるように「日常的認識と社会科学的認識との関係」である。これは「社会科学的対象としての主体の問題」から派生する問題の一つであるが、主体の問題に直接取り組むよりも具体的な水準で議論ができることにその利点がある（もちろん紙幅が充分ある中で論じようとするれば、二つの問題を別々に扱うことは困難になる）。現代でこの問題に着手した中でとりわけ著名なのは、A. ギデنزの構造化理論だろう。

だが、たとえばギデنزの再帰性に着目した社会学的認識論がこの問題に関する現代の重要な成果の一つであるとしても、それでこの問題を論じる必要がなくなったかといえ、決してそのようなことはない。二種の認識の区別を再検討する際に有用な思想史的資源の一つとして、A. シュッツの社会的世界の議論が挙げられる。彼の議論の中では、よく知られているように、社会学者は自らが実際に経験していない事柄について、いかにして自らの分析の真正性を証立てることができるのか、という問いが、正面から答えられてはいないまでも、一貫して立てられている。これは社会科学という営みの必要性の問題であると同時に、研究倫理上の問題でもある。彼の議論が現代においても質的諸研究の重要な思想基盤の一つとなっていることは、こうした側面を踏まえれば頷ける。

とはいえ前述のように、シュッツが二つの認識の違いについて明瞭な議論を展開したとは言いがたい。たとえばシュッツのいわゆる直接世界は社会科学的分析が概して意識せざるをえない話なのか、分析対象となる社会的世界の認識は社会科学的認識にいかなるかたちでその真正性の保証を与えるのか、などという問題が、社会科学の哲学から見たときに再検討の余地として残されている。こうした認識対象の異同、認識の仕方の異同のいずれも考察の素材としなければ、シュッツの議論を社会科学の一つの認識論的基盤として受容することの意味を理解することはできず、ゆえにギデنزが目指した再帰性を軸とする認識論も、社会科学的営為の一面的な理解に基づいてのみ構築されたものということになってしまっただろう。

それを避けるためには、もちろんシュッツの理論を踏まえただけで、シュッツ自身がどのように社会的世界の分析を行なったのかを彼の理論と照らし合わせることも、有効な一手法となる。社会科学の基礎的分析の孕む諸問題に関して有用な考察をする場合には、実際に社会科学的な分析を施した事例が資源として不可欠だからだ。主に行為分析の哲学的基礎づけを企図していたシュッツには実際の分析論文は少ないものの、後期著作にわずか

ながら存在する。

以上のことから本発表では、シュッツの社会的世界の議論を下敷きにしつつ、彼が実際に社会科学的分析に向かった数少ない例と考えられる、二次大戦末期の論文『よそ者』『帰郷者』を取り扱う。これらの著作でどのような分析が施されているのかを見通し、シュッツが「社会的世界」という着想でどういった分析を目指していたのか、あるいは目指せたのかを照射したい。これらの著作は、シュッツの社会的世界の議論の現実世界に対する適用例として取り上げられたり、あるいは境界人を主題化した論考の古典として扱われたりしているが、本論では社会科学的分析として何が言えるかということを考えてみたい。

これらの著作にあたってまず気づくのは、私たちが通常「主観主義的社会学」あるいは「意味学派」などと呼ばれる諸思潮を思い浮かべるときに、登場するはずであると考えてしまう、「個人の意味世界」の話が出てこないということである。もっと言うならば、固有の人生や経験を持ち自分なりに生活世界を構築してきたことを語る個人は、そういう個人が存在する例証として先行研究が挙げられている一方で、シュッツ社会学の現象学的分析の直接的対象となっていないのだ（せいぜい『帰郷者』の中で、アメリカ海兵が新聞「シェヴロン」で「ないと寂しいものは何か」というアンケートに答えたことが取り上げられたくらいである）。少なくとも、現代で主観主義的な社会科学の手法とされる諸質的調査、参与観察やインタビュー、フィールドワークを、シュッツ自身が目指した形跡はない。

シュッツがこれらの調査を実際に行っていなかったら、その分析の意義が薄くなる、と言いたいわけではない。そのような時代錯誤よりも、シュッツは「その分析を企図するということが理論内在的にありえたのだろうか」という問いの方が、提起に値する問いである。『よそ者』や『帰郷者』で、私たちは次のような表現に出遭う——「よそ者が接近しようとする社会集団の文化的パターンを解釈して、自分をその社会集団内で方向づけようとする際に生じる典型的な状況を考察すること」(Schutz (1944) 第一文)「こうした帰郷者の典型的な経験を分析すると」(Schutz (1945) 三段落目第一文)（傍点引用者、「典型的」は当然ながら両方とも原文で“typical”）。シュッツが元々哲学的エッセイを得意としていたとしても、両論文の目的として挙げられているのは質的調査のような個別事例からの技巧的な帰納を展開する論述でないことは確かであり、「紋切り型」と評した論者もいるとはいえ、シュッツ自身はこれらの境界人を概観するための論述を行なおうとしていたとは整理できるだろう。

むしろ、彼の「社会的世界」を中心とした理論的枠組みをあてはめやすい事例として、シュッツにとってこれらは格好の題材である。いずれの著作も、よそ者ないしは帰郷者がこれから所属しようとする新たな集団の解釈図式に馴染めず、内的な葛藤やコンフリクト

が生じやすいというストーリーであり、馴染みのない解釈図式はすぐに汲み取れるものではないというシュッツの知識論の命題がここで反復されていることは、容易に看取できる。

だがこれらを「社会科学的研究」という目で見てみた場合に、ここでシュッツはいったいどのような立場で「よそ者」たちを分析していると言えるのだろうか。こうした「社会的世界」の理論的枠組みは専門家以外の人には容易にアクセスしえないから、彼は専門家なのだろうか。それとも、ギデンズが社会学的知識一般について示唆するように、程なくして専門家以外の人もこの理論を自明なものとして迎え入れ（る可能性があり）、かつ結論がありきたりであるがゆえに、彼の分析は銜学的な素人分析の域を出ないものなのだろうか。このシュッツ理論の根幹ともいえる問いは「知識の専門性」に、それゆえに知識の内容自体に注目している。そしてこのことから、シュッツやギデンズの枠内では、日常的認識と科学的認識の区別は単なる解釈図式同士の違いに希釈されかねないと言えるだろう。もちろん、シュッツの知識論自体は解釈図式が機能する世界の違いについても考えなければならずもっと豊穡な可能性を持つが、この問いを認識論的に見れば、問題となっているのは異なる解釈図式の対立で、科学者と非科学者についてもその一つのヴァリエーションにすぎなくなる。

社会科学実践という見地に立てば、シュッツの二つの境界人研究は個人の生活世界よりもむしろ異なる解釈図式の衝突に主眼があったと言え、手法から見ても内容から見ても、そこでの彼の専門家、科学者としての位置は見えにくくなっていると診断できる。そこでは、日常的認識と社会科学認識の問題は、「異なる解釈図式をどう解釈するか」という問題と外延を同じくする。翻ってみれば、シュッツは個人の日常的認識そのものを社会科学の対象とするよりは、ヴェーバーのように典型的に——社会（学）的カテゴリーに基づいて——社会科学的分析を展開したと言えるのであり、方法論的個人主義もこの「類型化」という視点から、もう一度補助線を引き直してみる必要があるだろう。

Schutz, Alfred, (1944) 'The Stranger: An Essay in Social Psychology', *The American Journal of Sociology*, 49 (6), 499-507. =(1980) 「よそ者」 中野卓(監修)・桜井厚(訳)『現象学的社会学の応用』御茶の水書房.

———(1945) 'The Homecomer', *The American Journal of Sociology*, 50 (5), 369-376. =(1980) 「帰郷者」 中野卓(監修)・桜井厚(訳)『現象学的社会学の応用』御茶の水書房.